

第5節 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業

第1項 概要

1. 東京2020大会の開催について

(1) 大会の意義とビジョン

東京2020大会の開催が、2013（平成25年）年9月にブエノスアイレスで行われた国際オリンピック総会において決定した。東京は1964年（昭和39年）に続き2度目の夏季大会の開催となり、日本のスポーツ界や経済効果を期待する様々な事業者は盛り上がっている。

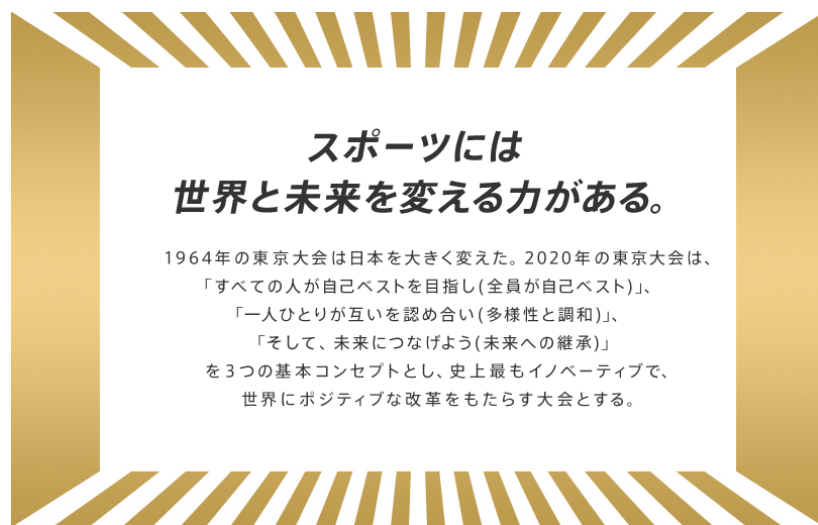
しかしながら、開催決定後には、大会エンブレムデザインに係る不祥事、経費負担の問題、スポーツ団体の不祥事等、怪しく決して褒められないような問題も数多く報道されている。

開催地決定のIOC総会でのプレゼンテーションでは、福島第一原子力発電所の事故収束をこともなげにアピールし、また、スマート開催等と称し、湾岸エリアでの開催を主とし、競技場、選手村の一体感を宣伝し、経費も抑えて行う等としていた。ところが実際には、関東の広域にわたり、競技は実施され、あまつさえ、マラソン、競歩は札幌での開催が決定している。大会経費も当初予定を大幅に上回っている。

このようにネガティブな問題が多々ある中でも、この2020（令和2年）年の東京大会は、スポーツ、経済そして復興等様々な意味を持つ大会として位置付けられ、語られている。実際この大イベントは、後世に大きな影響を与えることは必定であり、この大会の意義、そしてビジョンについて公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、この節において「大会組織委員会」という）は次のような大会ビジョンを提示している。

それは「スポーツには世界と未来を変える力がある」ということ、そして、「全員が自己ベスト」、「多様性と調和」、「未来への継承」という3つの基本コンセプトである。（図1）。

(図 1)



公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページより

そして、大会組織委員会ホームページには、次のように表明・説明されている。

●大会ビジョン：

「スポーツには世界と未来を変える力がある。」

●3つの基本コンセプト：

①全員が自己ベスト

- ・ 万全の準備と運営によって、安全・安心で、すべてのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮し、自己ベストを記録できる大会を実現。
- ・ 世界最高水準のテクノロジーを競技会場の整備や大会運営に活用。
- ・ ボランティアを含むすべての日本人が、世界中の人々を最高の「おもてなし」で歓迎。

②多様性と調和

- ・ 人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩。
- ・ 東京 2020 大会を、世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機となるような大会とする。

③未来への継承

- ・ 東京 1964 大会は、日本を大きく変え、世界を強く意識する契機になるとと

もに、高度成長の弾みとなった大会。

- ・ 東京 2020 大会は、成熟国家となった日本が、今度は世界にポジティブな変革を促し、それらをレガシーとして未来へ継承していく。

(2) オリンピックレガシーとはなにか

上記の大会ビジョンの「③未来への継承」にも表記されているが、「レガシー」とは何か。

レガシー（英：legacy）とは、辞書（デジタル大辞泉）によると、

「1. 人の遺物。2. 時代遅れのもの。「レガシーシステム」

[補説]本来、過去に築かれた、精神的・物理的遺産の意であるが、近年、「首相としてのレガシーを作る」のように、後世に業績として評価されることを期待した、計画中の事業の意でも用いられるようになった」

とあり、近年一般的な使用頻度が増えたと思われる用語である。

オリンピックでレガシーという言葉が最初に使われたのは、1956年（昭和31年）のメルボルン大会招致であるが、IOCによるレガシーに関する取組が強化されたのは2000年（平成12年）以降であり、2002年（平成14年）のIOC総会で、オリンピック憲章に追加された。

オリンピック憲章には、「オリンピック競技大会の有益な遺産を、開催国と開催都市に引き継ぐよう奨励する」と記載されている。

また、IOC, “Olympic Games :Legacies and Impacts 2015” には、レガシーとは「より長い期間にわたるポジティブな影響」とされているし、IOC, “Olympic Legacy Booklet 2013” によれば、レガシーには①スポーツ、②社会、③環境、④都市、⑤経済の5つの分野があるとされている。

これらを踏まえると、オリンピックレガシーとは、次のように定義できる。

「オリンピックレガシー」:

①スポーツ、②社会、③環境、④都市、⑤経済の5つの分野に対して、より長期間にわたりポジティブな影響がもたらされることが期待される有益な有形・無形の資産

(3) 東京 1964 大会のレガシー

1964年（昭和39年）の東京大会は、戦後復興の姿を世界にアピールする好機であり、国立競技場を始めとするスポーツ施設の建設、東海道新幹線や首都高速道路といった交通インフラの整備がなされ、カラーテレビが普及する等、戦後日本の方向性と現代の生活の姿を規定したという点で、非常に大きな意味をもつ

ていたといえ、その後の日本に確かに大きなレガシーを残したといえる。

(4) 東京 2020 大会のレガシー

大会組織委員会では、多様なステークホルダーが連携してレガシーを残すため、「スポーツ・健康」、「街づくり・持続可能性」、「文化・教育」、「経済・テクノロジー」、「復興・オールジャパン・世界への発信」の 5 本の柱に沿って活動を推進している。

その指針として、平成 28 年 8 月に「アクション&レガシープラン 2016」を策定、平成 29 年 7 月にはその改訂版である「アクション&レガシープラン 2017」を公表している。

1964（昭和 39 年）年当時から、日本の置かれている政治的・社会的そして文化的環境は激変している。このような時代の東京 2020 大会が後世に意義あるものを遺すことができるのか否か、それを市民一人一人が厳しい目をもって見ていかなければならない。

なお、レガシーに関しては、本節の第 4 項「オリンピックレガシー」にて、改めて記載する。

2. 大田区の東京 2020 大会への対応

(1) 大田区の取組

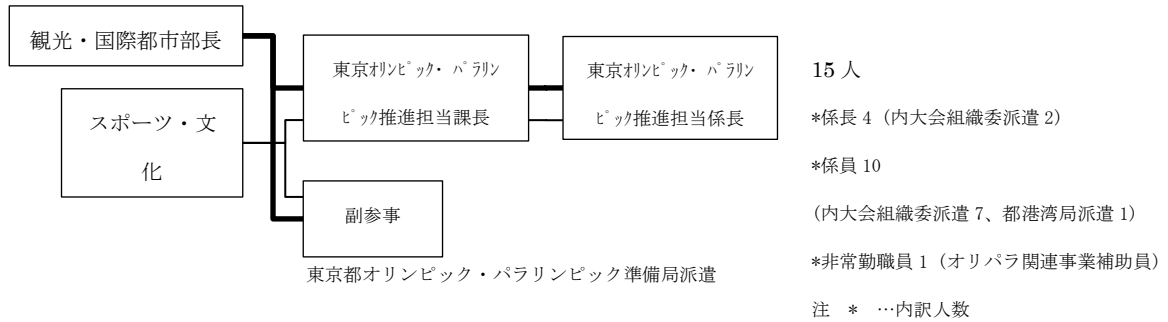
このようなオリンピック・パラリンピックという大イベントの影響を大田区も受けることとなった。大田区では、区内の大井ホッケー競技場が、オリンピックホッケー競技の会場となることが決定している。また、ブラジルオリンピック選手団の合宿受け入れ等も行われる。

これを契機として、大田区では、文化やスポーツ等多分野での交流を推進し、区民の豊かな国際性を醸成することを目指している。また、ボランティア事業や大会気運醸成事業を通じて、区民の大会への理解を深めるとともに、参画意識を高めていこうとしている。

(2) 大田区の体制

大田区においては、東京 2020 大会推進のための体制は次の通りである。

大田区観光・国際都市部 組織図 (Compass2019 より該当部分抜粋)



「東京オリンピック・パラリンピック推進担当」は、東京2020大会に向けて時限措置として設置された部局である。ここでは、各部局で行われる東京2020大会準備事業についても内容の報告を受け、進捗等を管理する役割を担っている。

これとは別に、区役所内部の組織として、「東京オリンピック・パラリンピック大田区推進本部」がある。これは、区長・副区長及び各部長級で構成される会議体で、オリンピック関連事業の全体を取りまとめる役割を担っている（東京オリンピック・パラリンピック推進担当は、当本部の事務局としての位置付けでもある）。

ここは、大田区オリンピック・パラリンピックアクションプログラムを年度ごとに公表している。令和元年度において第6次アクションプログラムが公表されている。

(3) 予算及び執行額の状況

東京オリンピック・パラリンピック推進事業の平成28年度から平成30年度の当初予算額、予算現額及び執行額の推移は次の表の通りである。

なお、参考として令和元年度の当初予算額を併載する。

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(参考) 令和元年度
a. 当初予算額	20,915	31,516	47,276	111,135
b. 予算現額	22,448	32,101	47,311	-
c. 執行額	21,792	30,352	46,244	-
執行率(c/b)(%)	97.08	94.55	97.70	-

東京 2020 大会開催決定後、大田区では東京オリンピック・パラリンピック推進事業の予算を計上し、順次さまざまな事業を行ってきたが、開催年度に向けて、漸次予算の規模が拡大している。

(4) 東京オリンピック・パラリンピック推進事業の概要

上述の予算に基づいて、各年度で実施された東京オリンピック・パラリンピック推進事業の概要は次の通りである。

①平成 28 年度

●事業の目的：

東京 2020 大会に向けて、アスリート派遣、競技体験会等を通じて気運醸成を図る。

●事業実績：

- (1) アスリート派遣件数 40 件
- (2) ホッケー競技体験会 3 件
- (3) パラリンピック競技体験会 3 件

その他、事前キャンプ誘致活動として、区内施設視察の受入れ、リオデジャネイロ 2016 大会におけるパブリックビューイング等の PR 活動を行った。

②平成 29 年度

●事業の目的：

東京 2020 大会に向けて、アスリート派遣、競技体験会、事前キャンプ等を通じて気運醸成を図る。

●事業実績：

- (1) アスリート派遣：43 件
- (2) ホッケー・パラリンピック体験会：13 件
- (3) カウントダウンイベント：1 件
- (4) 事前キャンプ覚書締結

その他、平昌冬季大会に係る本庁展示を行い、区民の大会及びホッケー競技や事前キャンプの認知度を高めた。

③平成 30 年度

●事業の目的：

東京 2020 大会に向けた、アスリート派遣、競技体験会、事前キャンプ、区独自ボランティア等を通じて気運醸成を図る。

●事業実績：

- (1) アスリート派遣：36件
 - (2) ホッケー・パラリンピック競技体験：22件
 - (3) 大会カウントダウンイベント：2件
 - (4) ブラジル男子ハンドボールチーム合宿
 - (5) おおたウエルカムボランティア募集
- 等により、東京2020大会の気運を高めた。

第2項 事前キャンプ受入れ事業

1. 概要

(1) 事前キャンプ受入れ事業

大田区は、平成29年6月にブラジルオリンピック委員会と事前キャンプに関する覚書を締結している。なお、この覚書に関しては、契約当事者である区とブラジルオリンピック委員会以外の者に対しては開示できないという回答であり、閲覧できていない。

この覚書に基づき東京2020大会当年は、ブラジル連邦共和国の男子バレーボール、ハンドボール、ビーチバレーボール、アーチェリーの各チームの事前キャンプを受け入れることとなっている。

(2) 執行額の状況

平成28年度から平成30年度の執行額の推移は次の通りである。

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事前キャンプ受入れ事業	2,305	5,611	4,131

(3) 平成30年度の実施事業

①ブラジル男子ハンドボールチームの事前合宿

- ・期間：平成30年6月28日～7月6日
- ・日本代表選手団との国際親善試合（来場者数：約900人）
- ・競技者講習会（参加者数：約130人）
- ・選手による区立小・中学校訪問（4校）

②区立小・中学校でブラジル料理の給食の提供（35校実施）

③ホストタウン交流事業（学校や地域でのブラジル文化体験）（6件）

(4) 令和元年度の実施予定事業

①ブラジル男子バレーボールチーム合宿

- ・ 時期：令和元年 9 月中旬～9 月下旬
- ・ 場所：大田区総合体育館、池上会館

②ブラジル女子ハンドボールチーム合宿

- ・ 時期：令和元年 11 月中旬～11 月下旬
- ・ 場所：大森スポーツセンター、青少年交流センター

③合宿中の交流

- ・ 練習公開や歓迎セレモニー等

④ホストタウン事業の実施

- ・ 区立小・中学校でブラジル料理にちなんだ給食を提供（30 校程度）
- ・ 学校や地域でブラジル文化の学習機会を提供

2. 監査手続

次の監査手続を実施した。

- ・ 過去 3 年度に係る予算と実績の内訳の確認
- ・ 必要な事項について仕様書、支出命令書等の関係書類査閲
- ・ 担当者へのヒアリング

3. 監査の結果及び意見

(指摘事項なし)

上記の監査手続を実施した結果、特に問題となる点はなかった。

第 3 項 大会競技種目の普及啓発及び大会気運醸成事業

1. 概要

(1) 大会競技種目の普及啓発及び大会気運醸成事業

「総合型気運醸成事業」と「トップアスリート等派遣事業」の 2 事業がある。それぞれの事業の検討は、以下で行う。

(2) 執行額の状況

平成 28 年度から平成 30 年度の執行額の推移は次の通りである。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東京 2020 大会気運醸成事業	3,521	6,413	24,375
大会競技種目の普及啓発事業	869	4,880	-
トップアスリート等派遣事業	9,080	9,839	6,031
計	13,471	21,133	30,407

備考：平成 30 年度は、東京 2020 大会気運醸成事業に大会競技種目の普及啓発事業分を含んでいる。

東京 2020 大会の開催が近づくにつれ、事業の規模・支出額は増加している。

2. 総合型気運醸成事業

(1) 概要

大田区内で開催されるホッケー競技やパラリンピック競技の普及啓発、ブラジルとのホストタウン交流、大会 1 年前カウントダウンイベント等の取組を地域、小・中学校、他部局の事業と連携して実施するものである。また、大会出場を目指す区ゆかりの選手の応援や、大会に向けた区内の装飾を行うことで、区ならではの盛り上げを図り、大会開催の気運を高めていくことを目的としている。

(2) 平成 30 年度の事業実績

平成 30 年度の当事業の実施内容については、次の通りである。

	実施事業名	実施件数
1	東京 2020 大会カウントダウンイベント(表 1 参照)	2 件
2	ホッケー及びパラリンピック競技の普及啓発(表 1 参照)	22 件
3	大会関連展示	9 件
4	ホストタウン交流事業(学校や地域でのブラジル文化体験) (第 1 項「事前キャンプ受入れ事業」再掲)	6 件
5	ボランティアマインド学習	1 件
	計	40 件

(表 1)

	実施日	イベント名	体験実施競技	参加人数 (人)
1	4月29日(日)	子どもガーデンパーティー	・ホッケー	300
2	6月30日(土)	おおたスポーツ健康フェスタ	・車いすバスケットボール	49
3	7月27日(金)	●ボランティアミーティング in おおた		300
4	8月26日(日)	池上まつり	・ブラインドサッカー	45
5	9月21日(金)	ウィルチェアラグビー体験会	・ウィルチェアラグビー	114
6	10月8日(月)	大田区民スポーツまつり	・ホッケー ・ブラインドサッカー	229
7	10月14日(日)	ホッケー体験教室(第1回)	・ホッケー	29
8	10月24日(水)	ホッケー体験会	・ホッケー	62
9	10月26日(金)	ブラインドサッカー体験会	・ブラインドサッカー	75
10	10月28日(日)	ホッケー体験教室(第2回)	・ホッケー	59
11	11月3日(土) 11月4日(日)	OTA ふれあいフェスタ	・ホッケー ・パラ陸上	303
12	11月18日(日)	ホッケー体験教室(第3回)	・ホッケー	72
13	11月22日(木)	車いすバスケットボール体験会	・車いすバスケットボール	36
14	11月29日(木)	ホッケー体験会	・ホッケー	51
15	12月2日(日)	ホッケー体験教室(第4回)	・ホッケー	55
16	12月5日(水)	ホッケー体験会	・ホッケー	96
17	12月15日(土)	ホッケー体験会	・ホッケー	350
18	12月23日(日)	ホッケー体験教室(観戦)(第5回)	・ホッケー	36
19	1月27日(日)	ホッケー体験教室(第6回)	・ホッケー	66
20	2月7日(木)	ボッチャ体験会	・ボッチャ	38
21	2月20日(水)	シッティングバレーボール	・シッティングバレーボール	81
22	3月9日(土)	●おおたアクションデーfor2020		2,000
計				4,446

備考：

① イベント名の頭に ● を付したものが、東京 2020 大会カウントダウンイベントに該当する。

① 体験実施競技欄の実施競技を合計すると、22 件となる。

3. トップアスリート等派遣事業

(1) 概要

小・中学生等の区民が、オリンピックやパラリンピック出場選手等と直接触れ合うことにより、スポーツのすばらしさを伝え、大会気運醸成を図ることを目的に実施している。

(2) 平成30年度トップアスリート等派遣事業実績一覧

	実施日	事業名	派遣 アスリート	競技	参加者数 (人)
1	9月29日 (土)	国際都市おおたフェスティバル in「空の日」羽田	潮田玲子	バドミントン	200
2	11月3日 (土)	さぼーとぴあスペシャルデー	三阪洋行	ウィルチェアラグビー	95
3	11月4日 (日)	OTAふれあいフェスタ	高田千明	パラ陸上	300
4	2月17日 (日)	六郷ふれあいフェスタ	末續慎吾	陸上	250
5	年間	総合型地域スポーツクラブへの 派遣 (19回実施)	谷真一郎 渡辺高博 加藤健人	サッカー、陸上、 ブラインドサッカー	1,995
6	年間	小・中学校への派遣実施 (13回実施)	加藤凌平 杉本美香 高平慎士 葭原滋男	体操、柔道、 ブラインドサッカー	6,642
	計	36件			9,482

4. 監査手続

次の監査手続を実施した。

- ・ 過去3年度に係る予算と実績の内訳の確認
- ・ 委託業者選定に係るプロセスの検証
- ・ 公募型プロポーザルの内容の検証
- ・ 委託事業について、委託事業報告書の査閲
- ・ 担当者へのヒアリング

5. 監査の結果

- ・公表書類の記載誤りについて

(指摘 No. 52)

「大田区観光・国際都市部事業概要 Compass2019」に掲載されている、「2020 東京オリンピック・パラリンピック推進事業」の「(2)大会競技種目の普及啓発及び大会気運醸成事業」の「【元年度計画(4月事業は実績記載)】27件(予定)」とあるが、細目の件数を集計すると正しくは26件である。

【元年度計画(4月事業は実績記載)】27件(予定)

事業名	件数
東京2020大会カウントダウンイベント (1年前)	1件
ホッケー・パラリンピック競技の普及啓発	4件
ホストタウン交流	14件
大会関連展示	7件

公表書類の作成に当たっては、一層の正確を期すべきである。

第4項 おおたウエルカムボランティア事業

1. 概要

(1) おおたウエルカムボランティア事業

国内外から来訪する観戦客やブラジル選手団を区民と共に「おもてなし」するため、大田区独自に行うボランティアの募集・育成事業である。

予定されるボランティアには、東京2020大会期間中に来訪者を案内する「観光ボランティア」、ブラジル選手団による事前キャンプを支える「スポーツボランティア」、語学力を活かし、観光・スポーツ分野を支える「国際交流ボランティア」がある。

(2) 執行額の状況

平成 28 年度から平成 30 年度の執行額の推移は次の通りである。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
おおたウエルカムボランティア事業	-	-	5,049

(3) 平成 30 年度の実施内容

当事業の平成 30 年度の実施内容は次の通りである。

	事業名	期間・日程	募集内容	実施場所
1	ボランティア募集	平成 30 年 9 月 3 日 ～10 月 22 日	各分野のボランティア数： 観光分野 92 名、 スポーツ分野 121 名、 国際交流分野 86 名 (平成 31 年 3 月末時点)	
2	研修 (全 6 回のうち 1 回参加)	①平成 31 年 1 月 9 日 ②1 月 13 日 ③1 月 16 日 ④1 月 30 日 ⑤2 月 3 日 ⑥2 月 11 日		区役所本庁舎
3	救命講習 (全 6 回のうち 1 回参加)	①平成 31 年 1 月 20 日 ②1 月 23 日 ③1 月 27 日 ④2 月 13 日 ⑤2 月 17 日 ⑥2 月 24 日		蒲田消防署

これらの事業は、すべて委託業者により実施されている。

委託業者の選定：公募による

(4) 令和元年度の実施予定事業

①ボランティアユニフォームの決定（実績）

- ・ 公募 503 作品から最優秀作品賞を選定
- ・ 令和元年 5 月 14 日にユニフォームデザインの発表及び表彰式を実施

②実践活動（予定）

時期	分野	活動内容
8月～9月	観光 国際交流	・区関連イベントや区内主要駅での案内等
9月中旬～9月下旬	スポーツ	・ブラジル男子バレーボールチーム合宿サポート
11月中旬～11月下旬	国際交流	・ブラジル女子ハンドボールチーム合宿サポート

③約 300 名のボランティアを対象とした研修、実践活動を行う。

④ボランティアの第二次募集及び高校生ボランティアの募集を行う。

2. 監査手続

次の監査手続を実施した。

- ・ 過去3年度に係る予算と実績の内訳の確認
- ・ 委託業者選定に係るプロセスの検証
- ・ 公募型プロポーザルの内容の検証
- ・ 委託事業について、委託事業報告書の査閲
- ・ 担当者へのヒアリング

3. 監査の結果

(指摘事項なし)

上記の監査手続を実施した結果、特に問題となる点はなかった。

第5項 オリンピックレガシー

1. オリンピックレガシーとは

本節概要で記述したが、「オリンピックレガシー」とは「①スポーツ、②社会、③環境、④都市、⑤経済の5つの分野に対して、より長期間にわたりポジティブな影響をもたらされることが期待される有益な有形・無形の資産」である。

あるレガシーは、この5つの分野のひとつに影響を与えるだけでなく、他の分野にも影響を与えていく。

例えば、スポーツ施設の建設というレガシーは、ある一面、スポーツ育成に直

接関係するだけだが、建造物ができるということで都市デザインや周辺環境に影響を与え、実施されるスポーツイベント等は大きな経済効果を及ぼす等、多様で複合的・相乗的な効果を及ぼしていくことになる。

2. 大田区のオリンピックレガシー

(1) 大田区のオリンピックレガシーに対する考え方

大田区は、東京 2020 大会を契機とし、区民のスポーツ振興及び健康の増進に寄与し、次世代に向けた夢とレガシーを創出するため、3つの基本的考え方を定めている。

「3つの基本的考え方」

- ① 大会の開催を契機として、「スポーツ健康都市」及び「国際都市おおた」としての取り組みを推進する。
- ② 「おおた未来プラン 10 年(後期)」の計画事業をはじめ、積極的かつ大胆な施策を展開し、大田の都市機能・まちの魅力を向上させる。
- ③ 大会の成功に向けて、大会組織委員会及び東京都に全面的に協力する。

大田区では、これら 3つの基本的考え方をもとに、次のように 11 個の目標を定め、「東京オリンピック・パラリンピック大田区アクションプログラム」(以下、この節において「大田区アクションプログラム」という)事業を推進していく方向である。

《大田区アクションプログラム 11 目標》

- ① スポーツの振興
- ② スポーツによる健康の増進
- ③ 国際都市おおたの観光振興
- ④ 都市機能の向上
- ⑤ まちの魅力向上(美しいまちおおた)
- ⑥ 区内産業の魅力発信
- ⑦ 文化の振興
- ⑧ 大会開催への協力
- ⑨ 開催気運の醸成
- ⑩ 会場の誘致等
- ⑪ セキュリティ対策

(2) 大田区アクションプログラムの事業内容

上記の 11 目標に係る具体的な事業については、「令和元年度大田区オリンピック・パラリンピックアクションプログラム(第 6 次)」が、令和元年 12 月 17 日に公開されており、そこに記載されている 37 事業がその具体的な事業である。当該事業の概要は次の通りである。

《大田区アクションプログラム 37 事業の概要》

① スポーツの振興

(1) 新スポーツ健康ゾーンの整備《森ヶ崎公園サッカー場・昭和島 2 丁目公園》

昭和島や森ヶ崎公園に新たなスポーツ施設の準備を進め、「新スポーツ健康ゾーン」の機能強化を図る。

(2) 新スポーツ健康ゾーン活性化事業

公園やスポーツ施設が集積しているエリアで、区民が健康づくりに取り組めるよう、ビーチエリアでのスポーツ教室やビーチバレー場等の無料開放を実施する。

(3) 障がい者スポーツの振興

6 月のおおたユニバーサル駅伝大会、11 月のさぼーとぴあスペシャルデーなど、障がいの有無に関わらず楽しめるスポーツプログラムを実施するとともに、障がい者水泳教室など、障がいのある方が参加できるプログラムも実施する。

② スポーツによる健康の増進

(4) スポーツ健康都市宣言記念事業

スポーツをするきっかけや体験づくりのため、総合型地域スポーツクラブや大田区スポーツ協会の協力の下、7 月のおおたスポーツ健康フェスタ、10 月に区民スポーツまつり、また年に 2 回 O T A ウォーキングを実施します。

(5) スポーツに取り組む機会の創出

区民の健康維持・増進を図るため、忙しくて時間が取れない層やスポーツへの関心が低い層の区民にスポーツのきっかけづくりとなる事業の実施や広報活動を行う。

(6) 高齢者の健康維持事業

高齢者の元気を応援する講座を複数回実施し、また、高齢者の元気をアップする運動イベントを実施することで、高齢者が身体を動かす機会を提供する。

(7) 子どもの体力向上の推進

全小学校に体育指導補助員を配置するとともに、全中学校をアクティブスクールに位置付け、小中学生の体力向上に取り組む。また、体育・健康教育授業地区公開講座を実施し、保護者や地域の方への啓発活動を実施する。

③ 国際都市おおたの観光振興

(8) 職員の英語コミュニケーション能力向上支援

職員の英語コミュニケーション能力を高めるための職場研修や職員の自己啓発に対する支援を実施し、外国人区民に対する窓口対応力を向上させる。

(9) (一財) 国際都市おおた協会への運営支援

国際都市おおた協会は、大田区における多文化共生、国際交流及び国際協力の活動支援や国際人材の育成を地域の力と連携・協働を通じて推進し、地域の活性化に寄与することを目的としている。

(10) 来訪者受入環境の整備

区民はもとより、外国人旅行者や障がい者、高齢者など大田区を訪れる人々が、安心して区内を回遊して、観光とまち歩きを楽しめるように、観光資源や観光拠点等をピクトグラム・記号・多言語で表記した観光案内サインの新規設置や盤面更新を実施する。

(11) おおたの観光魅力発信事業

消費・経済活動を伴うMICEは、誘致することで地域経済の活性、区のブランド力、認知度向上につながります。区では、民間事業者が実施するMICE事業を支援するとともに大田区らしいMICE誘致における戦略とあり方を策定する。

(12) 観光情報センター等の運営

京急蒲田駅直結の商業施設内に区観光情報センター、羽田空港国際線旅客ターミナルビル内に区観光情報コーナーを設置し、観光情報の提供などを実施する。

(13) 商店街活性化テーマ別選択事業補助金(国際観光都市関連事業)

商店街で実施するイベントについて、国際観光都市関連のテーマで企画実施する場合に申請できる大田区の補助金制度である。

④ 都市機能の向上

(14) 空港臨海部まちづくり・交通ネットワーク等調査

羽田空港跡地のまちづくりの進展や東京 2020 大会の開催等の状況変化を見据え、国際都市にふさわしい空港臨海部の実現に向けて、様々な調査計画等に取り組み、まちづくりを推進する。

(15) 外国人滞在施設経営事業(特区民泊)の推進

国家戦略特区における旅館業法の特例を活用し、安全・安心・衛生面に配慮した滞在施設を提供する環境の整備を行う。

(16) おもてなしストリート支援

蒲田駅周辺街路で行う事業の実施主体に対する支援、JR蒲田駅東口商店街街区を中心とした駅周辺の賑わい、繋がりを創出する。

(17) 新空港線の整備促進事業

新空港線の事業を速やかに進めるために、より具体的な事業計画などを区民一人ひとりに理解いただけるよう、広報・啓発活動を実施する。関係者間で合意形成が図られた

後、速やかに整備主体を設立する。

(18) 空港跡地における成長戦略拠点の形成

2020年のまち開きに向け、羽田空港跡地第1ゾーンでは区内産業の活性化、おおたの魅力発信に寄与する、世界と地域をつなぐ「新産業創造・発信拠点」の整備を公民連携により進める。

(19) コミュニティサイクルの試行実施

新たな交通手段として、観光振興や公共交通の補完等の効果を期待し、平成29年3月から試行実施している。区内の移動だけでなく、都内10区での相互乗り入れを行っている。

(20) 大森駅周辺地区の整備

大森駅東口駅前広場（交通島）整備工事により、安全・安心で魅力のある歩行者環境を創出するとともに、大森の歴史・文化を広く発信していく。また、東京2020大会と連動したスポーツイベント等の実施を予定している地元まちづくり協議会等の活動を、区が支援する。

⑤ まちの魅力向上(美しいまちおおた)

(21) 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座

区内在住・在勤の方々に対し、障がい当事者の方による講話や障がい疑似体験を通じて、ユニバーサルデザインの考え方を普及する。

(22) 呑川水質浄化対策の推進

呑川の水質浄化に向けて、様々な取組(浄化施設の整備・稼働、河床整正工事、合流式下水道の改善など)を行っている。

(23) ブルートライアングルプロジェクトの推進

区の木「クスノキ」を食草とするアオスジアゲハは、オーストラリアでは「ブルートライアングル」と呼ばれている。アオスジアゲハをはじめとしたアゲハチョウが飛び交う豊かな環境の創出と保全に努める。

(24) オリンピックレーンの無電柱化

オリンピック競技会場(大井ホッケー競技場)周辺道路の無電柱化等、整備工事を実施する。

(25) 外国人来訪エリアにおける無電柱化

空港周辺エリアの環境整備工事を実施する。

(26) 18色の緑づくり支援

18の地区(各特別出張所)ごとに「地域の花」を選定して区民に育ててもらい、特色のある景観をつくる取り組みを行う。

(27) 屋内・屋外での喫煙対策

たばこセミナー等を実施し、受動喫煙に対する理解を広め、健康増進に繋げる。また、

分煙環境を整備し、喫煙ルールの周知徹底を行うことで、まちの魅力を向上させる。

(28) 放置自転車対策・喫煙マナー向上の推進

放置自転車の防止・喫煙マナーの向上を図ることにより、清潔で快適な地域環境を目指す。

⑥ 区内産業の魅力発信

(29) 産業クラスター形成支援事業（障がい者用スポーツ用具の開発）

産業クラスター形成のモデルケースとして実施している障がい者スポーツ用具の開発に取組み、より完成度の高い製品開発を目指す。

⑦ 文化の振興

(30) 大田区文化レガシー創設

春宵の響き（5月）や花火の祭典（8月）、文化フェア（2月）、おた和の祭典（3月）などの和 문화発信イベントを開催する。また、区内で行われる文化事業・イベントの認知度を向上させるため、おたウエルカムボランティアによる情報発信を行う。

⑧ 大会開催への協力

(31) おたウエルカムボランティア事業

東京 2020 大会を契機に国内外から来訪する観戦客やブラジル選手団を区民とともに「おもてなし」するため、区が独自に採用したボランティアによる活動を行う。

(32) オリンピック・パラリンピック教育の実施

区立全小・中学校が「オリンピック・パラリンピック教育の推進」を教育課程に位置付け、年間 35 時間程度を目安にオリンピック・パラリンピック教育を組織的・計画的に実施する。

⑨ 気運醸成

(33) 大会競技種目の普及啓発及びオリンピック・パラリンピック大会気運醸成事業

パラリンピック競技や区内で開催されるホッケー競技の体験会、オリンピック・パラリンピアンなどによる講演や実技指導など、様々な取組みを通じて大会や競技の魅力を区民に伝え気運醸成を図る。

⑩ 会場の誘致等

(34) ブラジル選手団の事前キャンプ等受入れ事業

大田区では、東京 2020 大会のブラジルオリンピック選手団の事前キャンプを受入れる。令和元年度は、男子バレーボール、女子ハンドボールの合宿を受入れる予定である。

- (35)大田区青少年交流センター(旧平和島ユースセンター) の開設
 青少年健全育成施設としての機能を維持しつつ、区の特徴を活かし、国内外のアスリートや公園利用者等、多様な人々が利用・宿泊・交流可能な施設として整備していく。
 (令和元年10月21日開設予定)
- (36)大田スタジアム施設改修
 大田スタジアムのグラウンド・スタンド・外壁等の改修をはじめ、ユニバーサルデザイン改修として、エレベーターの新設等による移動円滑化経路の確保やサイン掲示等の充実を図る。

⑪セキュリティ対策

- (37)安心なまちづくりキャンペーン
 地域安全安心パトロール活動費用助成や街頭防犯カメラの設置費用助成等、区民の安全・安心を守るためのセキュリティ対策を実施する。

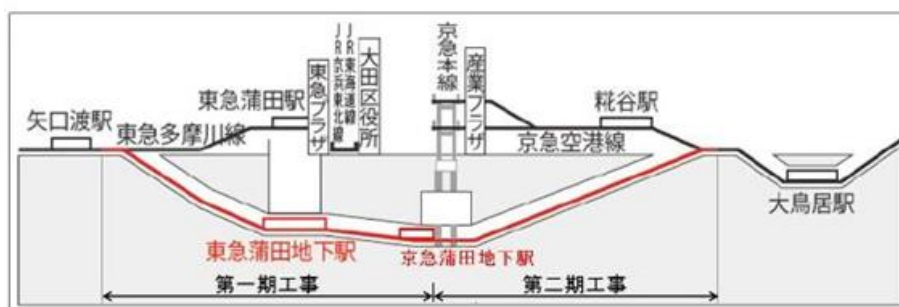
3. 大田区レガシーに関する一部の検討

大田区アクションプログラム37事業のうち、次の一部項目について、検討した。

(1) アクションプログラム事業(17)新空港線の整備促進事業について
 <事業の概要>

新空港線「蒲蒲線」整備促進事業であり、新空港線は東急多摩川線矢口渡駅付近から多摩川線を地下化し、東急蒲田地下駅、京急蒲田地下駅を通り、大鳥居駅の手前で京急空港線に乗り入れる計画である。

新空港線の概要



新空港線は、東急多摩川線矢口渡駅付近から多摩川線を地下化し、東急蒲田駅(地下)、京急蒲田駅(地下)を通り、大鳥居駅の手前で京急空港線に乗り入れる計画です。

大田区ホームページより

<監査の結果及び意見>

① 事業の疑問点

(意見 No. 78)

当該事業案は大田区アクションプログラムに掲載されているが、東京 2020 大会開催決定のはるか以前から存在しているものであり、東京 2020 大会の開催とは直接的な関係はない。

また、海外からの旅行者（インバウンド）の経済効果が大田区に取り込みたいのであれば、蒲蒲線の実現は、次の理由から、やや的外れである。

- ・ 蒲蒲線の実現目途は立っていない。
- ・ 利用者は大田区を通過し羽田空港と目的地（宿泊地）向かうだけで、直接的に大田区に経済効果がない。

インバウンドの急増は、東京 2020 大会の影響という前に、持続する円安の影響や、東南アジア諸国の急激な経済発展に伴う影響が大きい。このインバウンドの経済効果を取り込むのならば、何も東京 2020 大会に拘泥する必要はなく、すぐにでも可能な方策はいくつもあると考えられる。

第一の目的は、羽田空港に到着する海外旅行者を直接大田区内に呼び込むことであり、彼らが大田区に集積することである。

そのためには、まず羽田空港と大田区中心部（蒲田）へのアクセスの便の向上、そして大田区中心部にインバウンドが長期滞在できる環境の整備が必要になると考えられる。

② J R 蒲田駅と羽田空港のアクセス

このための提案のひとつが、J R 蒲田駅と羽田空港を結ぶ路線バスの利便性の向上である。

現在、羽田空港国際線ターミナルと J R 蒲田駅を結ぶ路線バス（京急バス）は次の 3 路線である。

- (ア) 蒲 31・30 日ノ出通り経由
- (イ) 蒲 41・40 萩中経由
- (ウ) 蒲 95 (シャトルバス)

(ア) (イ) は、一般路線の各停であり、一般客の利用も多く、時間もかかり空港利用客向けの路線ではない。

(ウ) 蒲 95 は、大鳥居経由の羽田空港行きのシャトルバスであり、利便性は高い。しかしながら、シャトルバスといいながら、一般路線バスの車体であり、ト

ランク等の大型荷物を載せるスペースもなく、混雑時は座れない多数の乗客で大きな荷物等持ち込む余裕もなくなる。また、立ったまま多数の乗客や大型荷物を積載したままの走行は危険でもある。

●蒲 95 シャトルバスの問題点

- ・運行本数が少ない（最大で1時間あたり3本）
- ・トランク等の大型荷物を積むスペースがない

観光で繁栄する海外都市としてバルセロナを例にとると、バルセロナの中心地カタルーニャ広場とバルセロナ国際空港をむすぶ Aerobus（エアロバス）サービスがある。

これは、バルセロナ国際空港とバルセロナ中心地をつなぐ特急バスサービスである。毎時 5～10 分間隔で運行され、大型バスでトランクを置く専用スペースも確保されている。

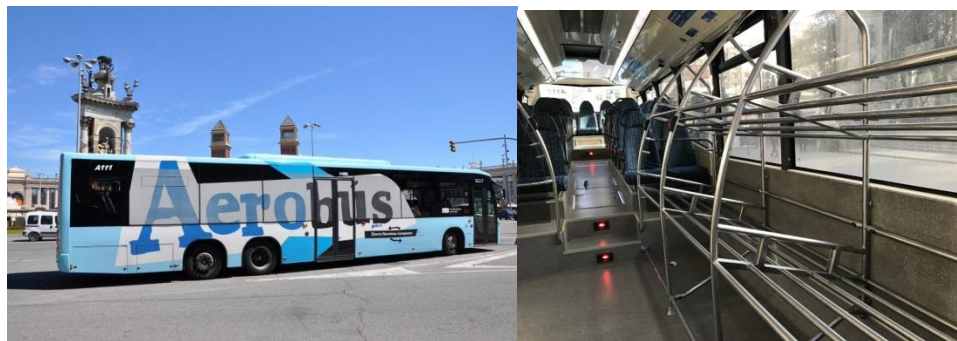
（参考）Aerobus（エアロバス）の様子

バス概観

（大型で収容力が高い）

内部の様子

（大型荷物の置き場が確保）



(<https://12go.asia/en/operator/aerobus-barcelona#/photo> より)

（意見 No. 79）

バス運行業者に補助金を交付し、バス運行本数の増便や新型バスの導入を図ってはどうか。もし外国のような大型バスの導入が難しければ、路線バスを複数台運行する等の対応は可能ではないだろうか。また、現行車体の一部座席をはずし大型トランクがのせられるよう改造することも考えられる。

また、大田区公式PRキャラクターの「はねびよん」を車体にあしらった「はねびよんバス」等の運行は、大田区の存在を国際的にアピールできるPR効果があると考えられる。

このような方策に加え、アクションプログラム「(15)外国人滞在施設経営事業(特区民泊)の推進」を両輪として行うことには可能性があると考えられる。

- (2) アクションプログラム事業(24)オリンピックレーンの無電柱化及びアクションプログラム事業(25)外国人来訪エリアにおける無電柱化について

(意見 No. 80)

無電柱化が、東京 2020 大会を契機に競技場周辺等、区内の一部で実施されているが、より一層推し進められるべきである。

平成 30 年度の包括外部監査結果報告書でも検討されているが、環境、防災等各側面から無電柱化は推進されるべきである。競技場や一部地域に留まらず、区内全域の無電柱化計画も立案されていくべきであり、オリンピックレガシー(「都市レガシー」)として、その方向性を一層明らかにしていくことが必要であると考えられる。

- (3) アクションプログラム事業(19)コミュニティサイクルの試行実施について
コミュニティサイクル(自転車)は、環境保護の観点からもヨーロッパ諸国でも導入され利用が盛んである。東京都内でも複数区での導入や連携がされているが、いくつか問題がある。

それは、日本では、ヨーロッパ各国(フランス、ドイツ、スウェーデン)に比べてドライバーの歩行者優先の意識が低いため(※1)、自動車と自転車・歩行者間の事故を発生させやすい状況が存在している。さらに、自転車ドライバーの交通マナーが概して悪く、危険運転が日常的に見られることがある。またインフラ面の問題として、車道における自転車走行専用レーンの未整備なことがあげられる。

このような現状で、自転車利用の促進を進めるのは危険を増加させるだけであろう。

(※1)「ドライバーの協調行動促進に歩行者コミュニケーションが及ぼす影響」谷口・田辺・井料・宮川・小嶋(土木学会論文集 D3(土木計画学), Vol. 72, No. 5(土木計画学研究・論文集第 33 巻), I_1241-I_1247, 2016.)

(意見 No. 81)

コミュニティサイクルを導入するならば、併せて、車道と隔てられた安全な自転車走行レーンの整備、自転車運転マナーの向上を実現することによって、自転車の安全走行と歩行者の安全確保を目指した街づくりをすべきであると考えら

れる。

なお、日本におけるコミュニティサイクルの展開の可能性や課題について検討した報告書として、「公共交通としてのレンタサイクルシステム研究会報告書（財団法人日本自転車普及協会）」（平成 21 年 5 月）がある。この報告書にも「自転車走行空間の確保」として下記のような指摘がある。

我が国の都市は密度が高く、道路幅員が狭いため、自転車走行が増加した場合、自転車と歩行者や、自転車と自動車の事故の増加が懸念される。

道路空間の再配分による自転車レーンや自転車道の整備は漸く進みつつあるが、自歩道を除けば、未だネットワーク化された都市はない。

パリのコミュニティサイクル成功の大きな要因の 1 つは、前後して進められた自転車走行空間の集中的な整備推進にあることは明らかである。

新たな利用者が安心して走行できる空間が用意されなければ、利用と普及は円滑には進まないと考えられる。

コミュニティサイクルを公共交通として導入する都市においては、より速やかな自転車走行空間の整備推進が求められる。

単路部分では自動車、歩行者から独立した専用空間が理想的だが、交通量その他の条件によっては共存空間を、交差点部分では、自転車の走行特性や安全に配慮した通行路の設計、あるいは最適な信号制御を含めた総合設計が必要である。

自転車と歩行者とが集中する駅前では、自転車駐車場（もしくはステーション）配置とアクセス動線に配慮した走行空間とし、自転車駐車場の近辺では、駐車場の出入り動線に配慮した空間とすることが必要である。

また、利用者が安全に走行できるよう、走行空間の情報提供（マップの配布やアナウンス等）も重要になると考えられる。

4. 大田区アクションプログラム自体の検討

大田区アクションプラン自体の個別項目の検証としては、平成 30 年度包括外部監査でも一部の項目（※）が検討され、また、当年度の包括外部監査においても、いくつかの項目が結果的に検討の対象となっている。

しかしながら、大田区アクションプログラム自体の検証は、本監査の監査範囲や期間的制約、そして東京 2020 大会への準備や大田区アクションプログラムも進行中であることから、その実施が困難である。

(意見 No. 82)

東京2020大会終了後、一定期間経過後に、大田区アクションプログラムとそれに係る数々の事業の検討・評価が、包括外部監査等、事後検証の対象として議論の俎上に載せることが必要であると考えられる。

(※) 都市基盤整備部を監査対象部局とする平成30年度大田区包括外部監査結果報告書にて、次の大田区アクションプログラムの構成要素の一部に検討が加えられている。

- ・蒲田駅前再生整備
- ・コミュニティサイクル事業
- ・防犯カメラの設置、増設
- ・無電中化事業
- ・公園の喫煙者対策
- ・放置自転車対策 等

第6節 スポーツ推進委員

第1項 制度の概要

スポーツ推進委員は次の通りスポーツ基本法第32条に定められ、各区市町村から委嘱され、地域のスポーツ推進の促進を担うために選定された非常勤の公務員である。

(スポーツ推進委員)

スポーツ基本法第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

このスポーツ基本法は平成23年8月24日に制定されたものであり、全5章・35条からなる。第一条の(目的)に「スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする」とあるように、国民にスポーツへの関心を高め、社会への活力を生み出し、国際的地位の向上にも重要な役割を果たすことを目的とした国家戦略の一つであるとされている。

また、第4条には地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、大田区もこれに従って、スポーツ推進委員を選定し、地域のスポーツ促進を図ることが期待される。大田区のホームページによれば、スポーツ推進委員の主な活動として、地域スポーツ推進に関する情報提供と要望・相談対応(助言・指導)、調整(コーディネート)であるとしている。

スポーツ基本法は上述の通り平成23年に制定されたものであるが、大田区スポーツ推進委員に関する規則(平成27年3月31日規則第85号 以下、この節

において「推進委員規則」という)の第2条によれば、その職務は次のように定められている。

(スポーツ推進委員の職務)

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 区及び大田区教育委員会の行うスポーツに関する行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 住民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民にスポーツに関する指導助言を行うこと。

このスポーツ基本法は平成23年に制定されたものであるが、それ以前はスポーツ振興法が制定されていた。これは昭和36年6月16日に制定されたものであるが、全4章、23条から構成されており、現在のスポーツ基本法に比べると簡素なものとなっている。第1条に掲げられるスポーツ振興法の目的にも「この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的」とするとあり、同条第2項においても「この法律の運用に当たっては、スポーツを国民に強制し、又スポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあってはならない」としていることから、現在のように国際的な地位の向上を目指すものとは異なる目的で制定されていたことが伺える。

ただし、このスポーツ振興法の第19条にも体育指導員という名称で、現在のスポーツ推進委員に通ずる役割を期待されていた組織があった。

(スポーツ振興法第19条)

市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力も持つ者の中から体育指導員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行うものとする。

以上の通り、スポーツ推進委員は平成 23 年に目的も新たに誕生したものであるが、その前身となるものはそれより前から長く存在しており、地域に根差した活動は 50 年以上続いていることが分かる。

第 2 項 大田区のスポーツ推進委員とスポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員の選考基準とスポーツ推進委員協議会の組織について関連する規定を確認し、適切に組織として機能しているか検討を行う。

1. スポーツ推進委員

大田区におけるスポーツ推進委員は、大田区から委嘱された非常勤職員という形態で、各出張所 3 名又は 4 名(定員は 65 名)が選出されている。

大田区スポーツ推進委員に関する要綱(平成 27 年 3 月 31 日 26 観国第 11508 区長決定 以下、この節において「推進委員要綱」という)の第 2 条及び第 3 条には、スポーツ推進委員になるための選出基準と在任期間が次の通り定められている。

(選出基準)

第 2 条 各特別出張所は、行政と地域、学校等との連携を密にすることを目的とし、次の各号のいずれにも該当する者の中から委員を推薦し、区長が委嘱するものとする。

- (1) 社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、その職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者
- (2) 地域のスポーツクラブ及びスポーツ活動を促進するための組織の育成に意欲のある者
- (3) 区民が馴染みやすいスポーツ種目の実技の指導及び助言ができる者
- (4) 区及び大田区教育委員会が行うスポーツ事業に積極的に参加できる者
- (5) 自己資質向上のため研修会等に積極的に参加できる者
- (6) 規則第 2 条に定める職の遂行が可能である者

(任期期間及び再任)

第 3 条 規則第 4 条の規定により再任する委員は、任期期間に次の各号に掲げる活動内容において相当の実績がある者とする。この場合において、委員の期間は、通算して 10 期を超えないものとする。

- (1) 定例会
- (2) 地域におけるスポーツ活動の援助
- (3) 区主催事業への参加

また、推進委員要綱の第2条別表に、各出張所の定員が定められているが、現在(令和元年6月時点)の人数と比較すると次のようになる。

(スポーツ推進委員の出張所ごとの定員と現在の人数)

特別出張所名	人数	現在の人数
大森東	3	2
大森西	4	3
入新井	4	2
馬込	4	4
池上	4	4
新井宿	3	2
嶺町	3	3
田園調布	3	2
鶉の木	3	1
久が原	3	2
雪谷	4	4
千束	3	2
糀谷	4	3
羽田	4	4
六郷	4	3
矢口	4	4
蒲田西	4	3
蒲田東	4	3
合計	65	51

*推進委員要綱別表と大田区HPに掲げられている委員名簿を基に作成。

令和元年6月時点では、一部の出張所(入新井や鶉の木)において若干人数に不足が生じている状況である。

2. スポーツ推進委員協議会

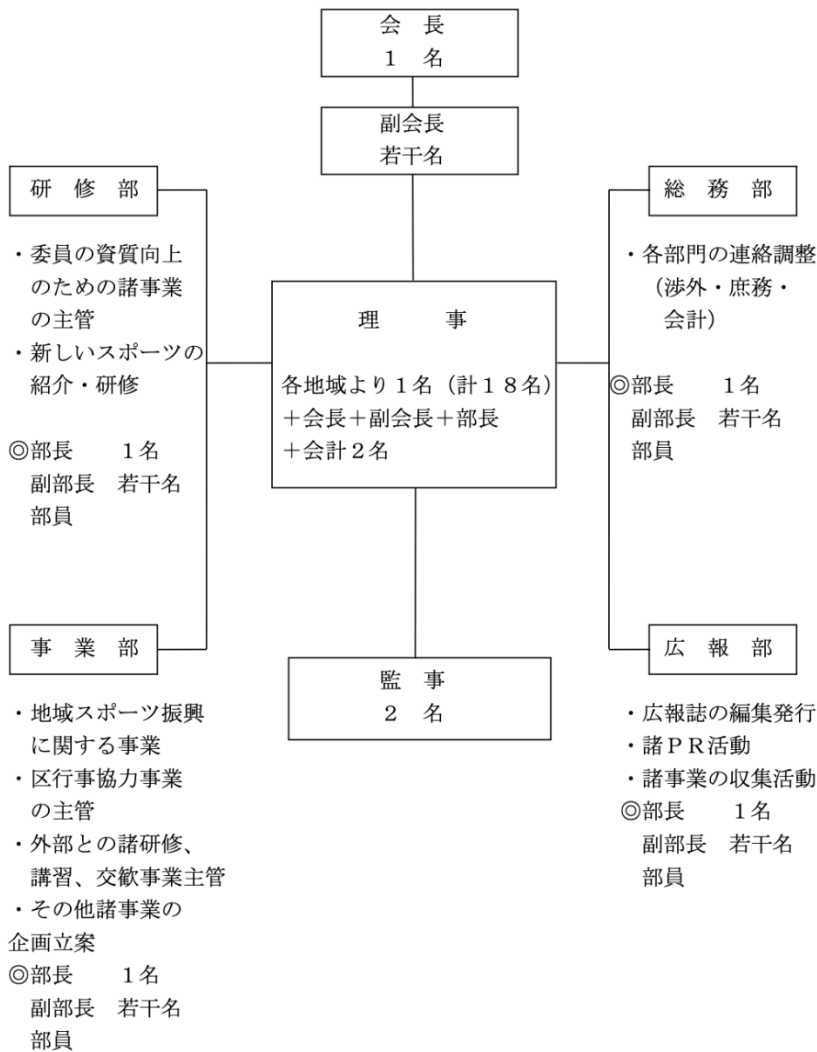
スポーツ推進委員協議会は、スポーツ推進員をもって組織されるものであるが、その事業は、「大田区スポーツ推進委員協議会規約」において以下のように規定されている。

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 区民へのスポーツ推進を達成するための事業を行う。
- (2) 行政への協力、行事の立案計画。
- (3) スポーツ推進委員の資質向上を図るため、研修会・講習会等の開催。
- (4) スポーツ推進委員相互の連絡と親睦。
- (5) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整を行う。
- (6) その他協議会の目的達成のために必要と認めた事業。

また、スポーツ推進委員協議会の組織は次の通りである。

協議会組織図および分掌



※各部の他に必要に応じて実行委員会を置く

*スポーツ推進委員のあゆみ(平成28・29年版)より抜粋。

*協議会の役員任期は2年とされており、4月1日から3月31日が事業年度となっている。

3. スポーツ推進委員の役割の明確化と育成

平成30年3月に発行された「大田区スポーツ推進計画(改定版)」によれば、スポーツ推進委員における課題として「活動範囲や役割の明確化とそれに沿った人材の育成」を挙げているが、スポーツ推進委員のここ3年間の推移を見ると、その人数は年々減少傾向にある(平成28年度:60名、平成29年度:59名、平成30年度:53名)。

そこで、大田区も認識しているこの課題について、規則等の見直しによる改善案(形式面)と、スポーツ推進委員の認知度向上に向けた改善案(実質面)を記載していく。

(1) スポーツ推進委員に関する規則について(形式面)

大田区におけるスポーツ推進委員の職務は、第1項にて前掲した通りであるが、例えば、近隣の品川区においてスポーツ推進委員に関する規則を確認すると次の通り規定されている。

第2条

- (1) 区民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (2) 区または品川区教育委員会の行うスポーツに関する行事または事業に協力すること。
- (3) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事または事業について、団体の求めに応じ、協力すること。
- (4) 区民のスポーツについての理解を深めること。
- (5) 区民の求めに応じ、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (6) その他スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整ならびに区民のスポーツの推進のための指導および助言を行うこと。

*品川区スポーツ推進委員に関する規則より

これを見ると、大田区において規定されているものと大きな差異がないことが分かる。また、その他の区(墨田区・江東区・目黒区・港区・台東区・渋谷区・練馬区)も確認をしたところ、それらの区についても概ね大田区との差異がないことが確認できた。

この職務内容そのものは若干抽象的であることに加え、これらの条項からするとスポーツ推進委員の役割が「スポーツ」だけに限定されているようにも思われる。上述したスポーツ基本法第 24 条には次のようにも規定されている。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第 24 条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるように努めなければならない。

このようにスポーツ基本法にはスポーツのみならず、スポーツ・レクリエーション活動についてもその普及奨励が言及されている。

(意見 No. 83)

鈴木秀雄氏、鈴木英悟氏の論文「スポーツ基本法の第 24 条における“スポーツレクリエーション”の表記的意味とその語順に関する研究(人間環境学会『紀要』第 19 号 March2013)」(以下「論文・鈴木」という)によれば、スポーツ基本法においてスポーツ・レクリエーションの活動について初めて条文の中で言及されたことは画期的な出来事であるとし、「今後のスポーツ・レクリエーションを“どう本質的”にまた、“どう概念的”に捕らえ、さらに具体的に“どう普及・啓発”していくかが重要である」と述べられている(論文・鈴木 53 頁)。また、この論文においてはレクリエーションとは「そもそも身体的領域(Psychomotor Domain)のみならず情意的領域(Affective Domain)および知的・認知的領域(Cognitive Domain)を含む全人的な活動領域を全て有しているのである」とも述べられている。この点における解釈としては「スポーツ」と「レクリエーション」を分けて捉えるということも考えられるが、いずれにしても「スポーツ」という競技の観点のみならず、「レクリエーション」という娯楽や余暇の観点も含めた普及がスポーツ推進委員には求められていると理解できる。この点からすれば、まずは職務の範囲を明確化するためにも形式的には、職務に「レクリエーション」という文言を用いる必要があると考えられる。これにより、スポーツ推進委員への就任を希望する層との理解のギャップが埋まるものと期待される。

また、他区との比較をすれば、大田区スポーツ推進委員に関する規則第 5 条に規定される、解任要件については次の通りとなっている。

第5条 区長は、次の各号のいずれか該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 委員が自己の都合により辞職を申し出た場合
- (2) その他区長が必要と認める場合

ここで規定される(2)についてはより詳細な規定があつて良いものと考えられる。

これについて他区の状況を調査したが、例えば、前述した品川区については解任要件について、「勤務実績が良くないとき」、「刑事事件に関して起訴されたとき」等具体的な要件が掲げられている。

大田区のスポーツ推進委員は後述するように、定例会への参加率やその活動内容を見ても職務を実施するに当たって十分な資質を有する者で構成されているものと考えられるが、その活動内容は大田区から委員に委任している部分が大きいものと考えられるため、大田区がその活動状況をモニタリングするためにも職務内容、解任要件についてはもう少し具体化することがスポーツ推進委員にとっても今後の活動が円滑になるものになると考えられる。

(2) スポーツ推進委員の役割の明確化、認知度向上について（実質面）

スポーツ推進委員の人材を育成するためには、スポーツ推進委員の活動を知ってもらう機会を設け、幅広い層から人材を集める必要があると考えられる。

現状での調査(大田区スポーツ推進計画平成30年3月版 73頁関連資料、区民スポーツニーズ調査結果)によれば、スポーツ推進委員に対する認知度や委員に期待することは、前者に関しては「名称のみ知っていた」、「名称も内容も知っていた」と回答した区民は全体の27.4%であり、後者に関しては「区民の求めに応じてスポーツの実技指導を行うこと」、「住民のスポーツ活動の促進のため地域スポーツクラブ等の組織の育成を図ること」、「区が行うスポーツイベントや事業の運営を行うこと」を挙げているが、スポーツ推進委員の認知度が高くない現状では、アンケート対象者となった区民側も期待することを明確に示すことは難しいものとする。

スポーツ推進委員に期待される職務はどのようなものか、これについては上述した平成23年に規定されたスポーツ基本法を改めて検討する必要がある。

旧法として位置付けられるスポーツ振興法と比較すると次のような違いがあると考えられる。

(スポーツ振興法とスポーツ基本法の類似・相違点)

スポーツ振興法	スポーツ基本法	
スポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの <u>実技の指導</u> その他スポーツに関する指導、 <u>助言</u> を行う(第19条第2項)	区民のスポーツの推進のための <u>指導</u> および <u>助言</u> を行う(第2条(6))	類似点 スポーツに関する指導及び助言
該当なし	スポーツの推進のための事業の実施に係る <u>連絡調整</u> (第2条(6))	相違点 連絡調整を行うこと

上記を比較すると分かる通り体育指導員とスポーツ推進委員は、以前よりスポーツに関する指導及び助言を行うことについては期待をされており、スポーツ推進委員が誕生して以降は、大田区のホームページにも記載されている通り、「地域と行政及び区民相互の調整役(コーディネーター)」としての役割が新たに期待される役割であると分かる。

第4項にて記載する通り、スポーツ推進委員の活動は年間を通じて多岐に渡っており、地域スポーツへの貢献度というものは非常に大きいものであることが伺える。それは年に2回発行される「スポーツ推進委員だより」からも分かる(例えば、平成31年3月に発行された「スポーツ推進委員だより」第18号では、寿ハイキング・区民スポーツ祭・健康体操の研修・障がい者の日のつどい・虹まつり・O T A ウォーキング・ボッチャ大会等、様々な活動記録が報告されている)。

(意見 No. 84)

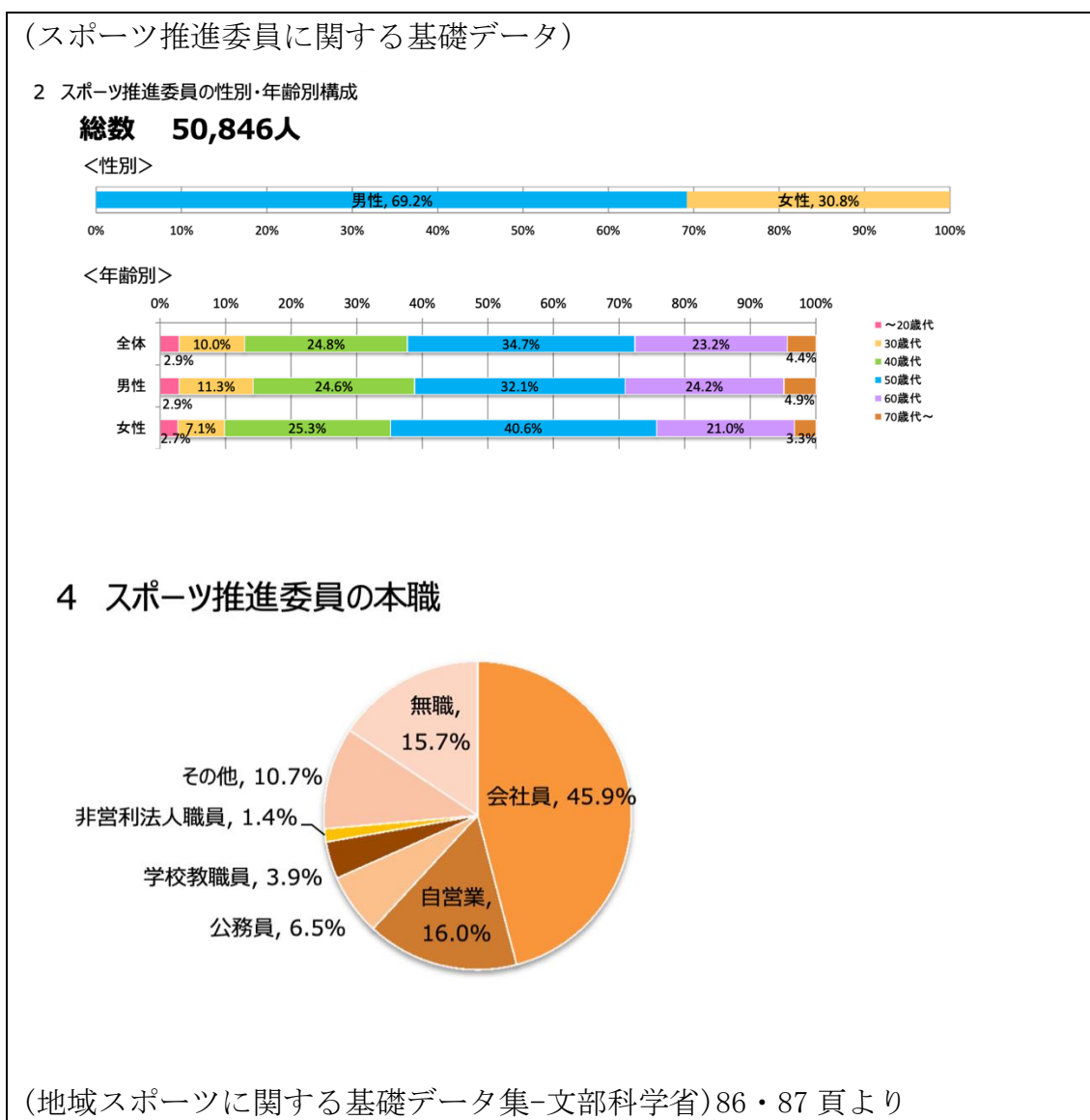
よって、今後は連絡調整の役割を具体化することと、スポーツ推進委員そのものの認知度を上げることの2点が必要になるものと考えられる。

まず、前者の「連絡調整の役割の具体化」であるが、スポーツ推進委員が区民の意見を取りまとめ、周知することが必要であると考えられる。例えば、実施するイベントごとに参加した区民のアンケートを実施し、イベントに対する感想や、要望、今後やってみたいこと等を取りまとめ、「スポーツ推進委員だより」にそれを掲載することが効果的であると考えられる。現状の「スポーツ推進委員だより」に関してはその活動の報告は詳細にされているが、区民の声が網羅されているものとはいえない。このため、今後は実施したイベントのアンケートを区民より収集し、それを周知することで、区民がどのようなことを求めているのか、大

田区もスポーツ推進委員も、そして区民も把握できる様な体制の構築が望まれる。

一方、後者について、スポーツ推進委員そのものの認知度であるが、これに関しては「どのような人がスポーツ推進委員をやっているのか」ということを区民が知ることができる機会が必要であると考えられる。

以下は文部科学省が公表している、地域スポーツに関する基礎データ集であるが、スポーツ推進委員の年齢や職業は次の通りとなっている。



これらのデータを見ると、スポーツ推進委員は40～50歳代が多く、また、就業時間が拘束される会社員に多いことが分かる。そのような忙しい人でも対応

しているということは、スポーツ推進委員をやってみたいと思う層にとっても興味深く感じられると思われる。

現状では、大田区のホームページにはスポーツ推進委員の名簿がアップされ、各地域の担当者の名前が閲覧できるようになっているが、それ以上の情報の開示はない。個人情報に関係もあるが、可能な範囲で、例えばスポーツ推進委員の紹介等「スポーツ推進委員だより」に定期的に掲載することも考えられる。スポーツ推進委員の活動内容は十分周知されており、その活動内容も充実しているため、今後はスポーツ推進委員そのものにスポットを当てる機会を設け、多くの区民にその職務内容を知ってもらい、新たな人材の獲得にも繋げるべきであると考えられる。

第3項 スポーツ推進委員の予算

スポーツ推進委員に関する予算の内容、金額を検証することで、予算の適切性についての検討を行う。

スポーツ推進委員の過去3年度における予算は次の通りである。

	当初予算額 (円)	流用・配当替等 (円)	現予算額(円)	執行額 (円)	不用額(円)	執行率 (%)
平成28年度	10,266,000	△1,024,520	9,241,480	8,716,885	524,595	94.32
平成29年度	10,207,000	△60,996	10,146,004	8,616,042	1,529,962	84.92
平成30年度	10,020,000	△54,780	9,965,220	7,891,094	2,074,126	79.19

上記予算は、スポーツ振興費の一部として充てられているものであるが、各年度におけるスポーツ振興費予算に占める割合は概ね1%ほどであり、予算の規模額としては少ない方である。

また、平成30年度における予算の詳細は次の通りである。

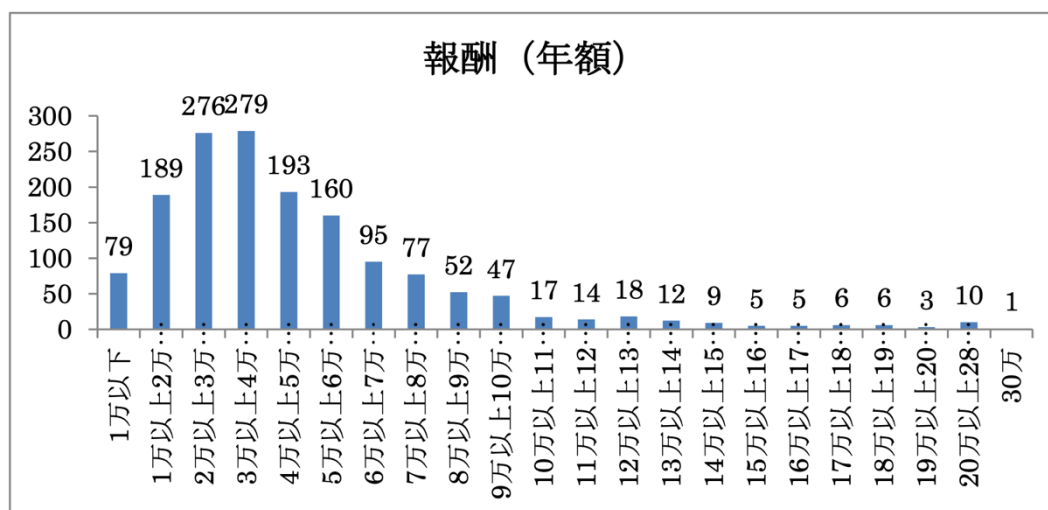
(平成30年度のスポーツ推進委員の予算内訳)

項目	金額(円)	算出基準
スポーツ推進委員報酬	7,800,000	@10,000×65名×12ヶ月
講師謝礼	144,000	@12,000×2時間×6回
費用弁償等	512,420	交通費 ・近接地内

		1 東京都第3ブロック研修会@920×40人=36,800 2 スポーツ関係講習会等 @920×30人=27,600 3 地域スポーツクラブ検討会 @440×14人×1回(場所未定)=6,160 4 区主催事業等 @440×44人=19,360 ・近接地外(宿泊研修) @10,000×65人×0.65=422,500 *0.65=予想出席率
消耗品費	784,624	1 実技指導用ウェアー 568,393円 2 実技指導用笛 19,535 3 資料用色上質紙 47,304 4 スポーツ推進委員活動物品 72,792 5 研修用物品 76,600
印刷製本費	28,350	スポーツ推進委員名簿 @52.5×500×1.08
運搬料	290,900	宿泊研修バス借り上げ(1泊2日) @290,900×1台/1.08×1.08
保険料	120,250	スポーツ安全保険料
手数料等	910	1 関東スポ推委員研究大会等参加費振込手数料 260 2 スポーツ安全保険料振込手数料 650
使用料及び 賃借料	40,000	宿泊研修会会議室使用料 @20,000×2日
負担金	295,100	1 全国・東京都スポーツ推進委員協議会分担金 @3,000×65人 2 第3ブロックスポーツ推進員研究会分担金 @50,000×1区分 3 関東スポーツ推進委員研究大会 @2,500×3人 4 全国スポーツ推進委員研究協議会 @3,000×3人 5 スポーツ関連講習会(スポーツクラブマネージャー講座等) 委員定数65人 33,600円
合計	10,016,554	

公益社団法人全国スポーツ推進委員連合が取りまとめている「平成 30 年度都道府県スポーツ推進委員組織調査報告書」（以下、この節において「調査報告書」という）によれば、スポーツ推進委員の報酬は次の通りとなっている。

(スポーツ推進委員の年額報酬)



*調査報告書 5 頁より

調査報告書によれば、スポーツ推進委員一人当たりに対する報酬は平均して47,000 円ほどであるが、市区町村ごとに大きなばらつきがあり、全国的には最高額と最低額に著しい開きが見られる。

スポーツ推進委員の報酬そのものが高いものではないが、上記の報酬分布に照らせば、大田区に関しては高い区分にカテゴリーされていることが分かる。

その一方で、スポーツ推進委員の報酬そのものが低いという印象は否めない。上述したような役割、そして後述するような活動を踏まえれば、大田区や東京都に留まらず、報酬に関しては再考の余地があると考えられる。

(意見 No. 85)

ここ3年の予算執行率の推移を見ると、94.32%→84.92%→79.19%と下がっている。これは、主にスポーツ推進委員の報酬によるものであると思われる。第4項にて後述するように、スポーツ推進委員の人数は、ここ3年間は減少傾向にある。そのため、スポーツ推進委員の予算を定員の65名にて計画をしているものの、実質的な人数はそれと乖離している。スポーツ推進委員にかかる予算はスポーツ振興費全体の予算に占める割合は低いものであるが、スポーツ推進委員の任期が2年であることを踏まえた予算を組み立てることで(例えば、定数を

満たさない人数で推移している場合、初年度は過去における委員の充足率を加味した数値で、2年目は前年度の委員数を考慮すること)、予算制度の精緻化を図るべきであると考えられる。

第4項 スポーツ推進委員の活動

スポーツ推進委員の活動について、事業報告や議事録を確認することによって、職務が適切に行われているかどうかについて検証する。

スポーツ推進委員の年間の活動については、スポーツ推進委員協議会事業報告にまとめられており、当該事業報告書を査閲した結果は以下の通りである。

1. 定例会

定例会は毎月1度実施されることになっており、原則としてスポーツ推進委員全員の出席が要求される。過去3年間の定例会における出席率は次の通りとなっている。

(平成28・29・30年度 定例会出席者)

単位(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	50	51	48	51	45	50	45	46	50	41	48	43
平成29年度	52	46	50	47	41	53	39	48	49	45	43	39
平成30年度	47	49	42	42	37	41	40	36	43	37	36	38

*各年度のスポーツ推進委員協議会 事業報告より作成

*各年度のスポーツ推進委員の人数

平成28年度：60名 平成29年度：59名 平成30年度：53名

いずれの年度も8月の出席者数が少ない傾向にあるが、これは開催時期がお盆の期間に重なることが要因と考えられる。これに関しては開催日の日程を再検討する余地があると考えられるが、それ以外に関しては概ね7、8割の委員が参加できていることから、定例会に関しては適切に機能しているものと考えられる。

2. 定例会の議事録等

理事会、定例会については毎月実施され、それに関する議事録が作成されているが、次のような問題点があるものと考えられる。

(1) 議事録の様式フォームの精緻化

平成30年度分の議事録を閲覧したが、協議の詳細な内容が記載されている一方で作成者ごとに議事録の作成方法にばらつきが見られた。

その結果、理事会、定例会で決定した事項や、今後どのようなことが求められるのか、そしてそのために取るべき対策が第三者から見て判然としないものもあった。

(意見 No. 86)

議事録の作成目的は、その会議によって協議された内容、決定事項を備忘のため残すものである。現状は、議事録の中の協議事項は【議事】のみの記載であり、その作成についての大半は、作成者側の裁量に委ねられているといえる。よって今後は、議事録の項目に、例えば(1)協議内容、(2)それに対する意見(誰が提案したのか)、(3)次月において実行する予定の施策、(4)次年度の活動に対する提案事項等の項目を設け、協議する事項やそれに向けて何をすべきかを全員が共有できるような様式を作成することが望まれる。

(意見 No. 87)

定例会は毎月実施されており、その参加者は上述した通りである。この定例会についてであるが、大田区では3つの地区(大森地区・蒲田地区・調布地区)をさらに18の地域に分けて、スポーツ推進委員が配置されている。定例会はすべての地区のスポーツ推進委員が一堂に介する機会となるが、スポーツ推進委員は大田区全体の活動と、地区ごとの活動の両面を考慮することが求められる。

特に大田区の場合、23区内で最も面積が広く、スポーツ推進委員の人数そのものも多いことから、地区ごとの意見も取りまとめながら定例会を進行していくことが望まれる。

現時点の定例会においては、全体における打ち合わせに加え、各地区の委員で打ち合わせを行う時間も設けているとのことであるが、議事録には各地区の意見や方針が十分に反映されていないように見受けられる。

そのため、上述したフォームの精緻化の際にこの点も検討すべきと考えられる。

(2) 理事会、定例会の開催時間の明記

また、議事録には、理事会、定例会の開催時間が明記されていないものがあつた。

(意見 No. 88)

議事録の中には時間を記入する欄が設けられているが、開始時間のみの記入に留まるものがほとんどであつた。今後は終了時間も適切に記載するべきであると考えられる。

(3) 議事録作成に対する確認欄

平成 30 年度の議事録を閲覧したが、作成された議事録には「会長」・「総務」・「会計」の確認欄が設けられていた。この議事録は「総務」の欄には毎月チェックマークが付されていたが、平成 31 年 2 月に開催された定例会については、いずれの役職の人の確認も入っていなかった。

(指摘 No. 53)

定例会はスポーツ推進委員が一同に会する重要な機会であるため、上述した様式の見直しも含め、今後はその確認についてもルールを設け、それに基づいて実施すべきである。また、「総務」欄においてもチェックマークのみでなく、誰が確認したものであるのか分かるように署名を求めるべきであると考えられる。

(4) スポーツ推進委員宿泊研修

年に一度開催されるスポーツ推進委員宿泊研修について、そのスケジュールを入手したが、この宿泊研修について、どのような活動がされたのか、詳細な記録が残されていなかった。

(意見 No. 89)

宿泊研修において議事録や報告書等の作成は求めていないとのことであつたが、例えばスケジュールの中には「グループディスカッション」の時間が設けられており、その協議内容は今後の活動に生かされるものであるとも考えられることから、議事録として残すべきものであると考えられる。

宿泊研修は現状において毎年開催されており、スポーツ推進委員同士の交流を深め、今後の活動に大きく寄与する機会であると考えられることから、その成果が第三者にも理解できるような運営を構築することが望ましい。

第7節 総合型地域スポーツクラブ

第1項 概要

1. 総合型地域スポーツクラブとはなにか

「総合型地域スポーツクラブ」とは、「人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ」（スポーツ庁ホームページ）である。

当初、総合型地域スポーツクラブは、成人の週1回以上のスポーツ実施率を35%から、ヨーロッパの先進国なみに50%に上げるために、ドイツのようなスポーツクラブを作ろうという試みから始められた。なお、現行の「第2期スポーツ基本計画」（平成29年4月）では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度（障害者は40%程度）に向上させることを目指している。

2. 総合型地域スポーツクラブの目指すもの

現在の日本においては、少子高齢化による人口構成の変化や、社会環境の変化によるライフスタイルの変化等に伴って、地域コミュニティは変貌・消失している。また、高齢化による医療費の増大も大きな問題となっている。

このような中で、健康寿命の延長、新たな地域コミュニティの創生を図り、健康で文化的な生活の質を向上していくことが必要である。

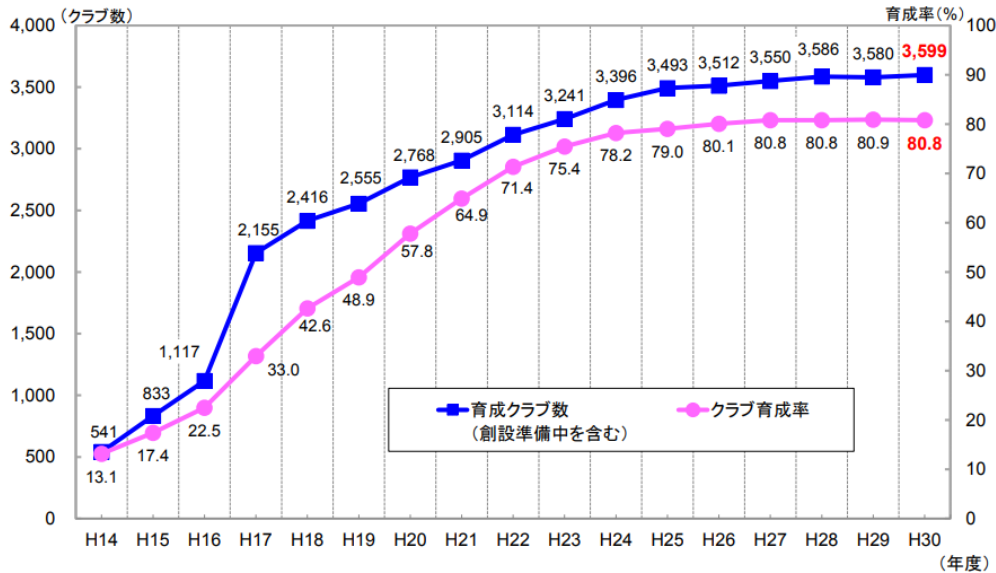
このために、地域社会で、スポーツを通じて人々が交流し、つながりあうための場として、総合型地域スポーツクラブが存在するといえる。

3. 総合型地域スポーツクラブの現状

我が国における総合型地域スポーツクラブは、平成7年度から育成が開始され、平成30年7月時点で、創設準備中を含め3,599クラブが育成され、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくり等に向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしているとされる。

総合型地域スポーツクラブの設置状況

(平成30年7月1日現在)



(文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」結果に基づき集計)

※総合型地域スポーツクラブ数については、創設準備中を含む。

スポーツ庁 HP より

しかしながら、後述（第4項「監査の結果及び意見」の2.「総合型地域スポーツクラブの認知度について」）するが、設置数は増加してはいるものの、総合型地域スポーツクラブの認知度は向上していない現実がある。

4. 地域スポーツに関する行政政策

スポーツを行う目的の多様化や地域におけるスポーツ活動の活発化、プロスポーツの発展等、スポーツを取り巻く環境が変化することで、それに対応した法整備が求められるようになり、国は、平成23年にそれまでの「スポーツ振興法」に代わって新たに国のスポーツ施策の理念と指針を示す「スポーツ基本法」を施行した。

スポーツ基本法は「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とし、誰もがスポーツの持つ価値を享受できる社会を創出することは国の義務であるとした。

また、同法には「スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ことが明記され、以降の国のスポーツ政策は大きく変化した。

平成 27 年には、スポーツ基本法に沿った国のスポーツ政策を推進する組織として、複数の省庁に跨る多様な関連分野の施策間の連携、調整を図る役割を担うスポーツ庁が、文部科学省の外局として設置された。

(1) 第 1 期スポーツ基本計画

平成 24 年には、その後の 10 年間程度を見通し、同年度からの概ね 5 年間の国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画（第 1 期）」が策定された。

(2) 第 2 期スポーツ基本計画

平成 28 年度に第 1 期計画の期間が終了したことから、平成 29 年 3 月には、新たに平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とする「第 2 期スポーツ基本計画」が策定された。同計画は、多様な側面を持つスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていくため、以下の 4 つの観点からスポーツ参画人口を拡大し、スポーツ界と他分野との連携・協働により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを基本方針として示している。

「スポーツで『人生』が変わる」
「スポーツで『社会』を変える」
「スポーツで『世界』とつながる」
「スポーツで『未来』を創る」

また、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を、4 つの政策目標に沿って、19 の施策目標、139 の具体的施策に体系化している。

地方公共団体には、第 2 期の計画を参酌して地方スポーツ推進計画を改定・策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化等、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係部局・団体が一体となって取り組むことが期待されている。

「第 2 期スポーツ基本計画」に沿って、国では多方面にわたるスポーツ関連施策を推進中である。その政策目標及び施策目標は第 2 章「監査対象の概要」の 1「大田区のスポーツ推進の概要」の(3)「文部科学省策定のスポーツ基本計画の概要」の 2)「第 2 期スポーツ基本計画」に記載した通りである。

第2項 大田区の総合型地域スポーツクラブ

1. 大田区における総合型地域スポーツクラブの方向性

このような国の方針を踏まえて、大田区では総合型地域スポーツクラブを次のように定めている。

「地域スポーツクラブ」とは「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができ、地域の日常的なスポーツの活動の場として、子どもから大人まですべての人が参加でき、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブ」です。

「大田区観光・国際都市部事業概要 Compass2019」

そして、「おおた未来プラン10年(後期)」及び「大田区スポーツ推進計画(改定版)」にて、その支援を定めている。「おおた未来プラン10年(後期)」には、「スポーツ健康都市宣言にふさわしい、スポーツを通じて健康で豊かに暮らせるまちをつくります」と謳い、「総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援」の一環として「スポーツ指導者の育成(スポーツ指導者養成講座、スポーツ指導者派遣制度など)」が例示されている。

「大田区スポーツ推進計画(改定版)」には、具体的に次のように謳われている。

●総合型地域スポーツクラブの自立化支援

大田区は、区内の総合型地域スポーツクラブと連携して地域のスポーツ推進を図る。支援要綱の整備などによって組織マネジメントや運営の質的充実を図るとともに、持続的に地域スポーツの担い手として機能するよう、自立した事業体としての体制強化の取組を支援していく。また、スポーツ環境の充実のためには、活動の場の確保や指導者の質の向上も不可欠な要因であることから、そのための仕組みを整備、充実させていく。

【検討の方向性】

- ※ 健康づくりなどの区関連事業の委託
- ※ 区内スポーツ団体、地域団体との連携強化
- ※ マネジメント人材の育成支援
- ※ 活動の場を確保する仕組みの整備
- ※ 指導者養成研修体制の拡充
- ※ クラブ間のネットワーク、連携体制の有効活用
- ※ 新規の総合型地域スポーツクラブなどの設立支援

2. 予算及び執行状況

平成 28 年度から平成 30 年度における、スポーツ振興費の内の総合型地域スポーツクラブ関連の予算と執行状況の推移は、次の通りである。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考) 令和元年度
a. 当初予算額	309	302	462	1,092
b. 予算現額	309	302	462	-
c. 執行額	179	260	351	-
執行率(c /b) (%)	58.22	86.22	76.10	-

3. 実施事業

平成 28 年度から平成 30 年度における、実施事業の内容は、次の通りである。

①平成 28 年度

- ・総合型地域スポーツクラブへの講師（インストラクター）派遣：2 件
- ・講習会の実施：1 件
(テーマ「総合型地域スポーツクラブが豊かな社会づくりに対してできること」)

②平成 29 年度

- ・総合型地域スポーツクラブへの講師（インストラクター）派遣：9 件
- ・講習会の実施：1 件
(テーマ「マーケティングを仕組み化した総合型地域スポーツクラブの集客術」)

③平成 30 年度

- ・総合型地域スポーツクラブへの講師（インストラクター）派遣：6 件
- ・講習会の実施：1 件
(テーマ「集客力のあがるチラシの作り方」)

なお、令和元年度の実施予定事業は次の通りである。

- ・地域スポーツクラブ指導者養成講習会：年 1 回
- ・地域スポーツクラブ指導者出張事業：区内 6 か所で各 10 回実施予定

スポーツ実施率の低い20～40歳代のビジネスパーソン及び子育て世代が集まる企業や児童館に総合型地域スポーツクラブの指導者を派遣し、様々なスポーツプログラムを実施することで、運動実施率の向上と事業を通じた総合型地域スポーツクラブの育成を図ることを目的としている。

4. 大田区における総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブとして、令和元年11月現在、次の8団体が認定されている。

- ① NPO法人地域総合スポーツ倶楽部ピボットフット
- ② 一般社団法人田園調布グリーンコミュニティ
- ③ NPO法人大田ウェルネスクラブ
- ④ NPO法人スマイルかまた
- ⑤ NPO法人ベアーズ
- ⑥ NPO法人大森コラボレーション総合型地域スポーツクラブソシオ大森
- ⑦ 一般社団法人大森フットボールクラブ
- ⑧ レスポ大森クラブ

各総合型地域スポーツクラブの活動内容の概要は、次の通りである。

①NPO法人地域総合スポーツ倶楽部ピボットフット

主な活動区域	区内全域	
料金	不明	
クラブの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいクラブライフの提案 ・スポーツ文化の定着 ・スポーツ振興を通しての地域社会の活性化 ・トップアスリートとともに楽しめる生涯スポーツの提案 ・青少年の情操教育と健全育成への寄与 ・健康増進・管理のため医学・栄養学(ヘルスプロモーション)の普及 ・まちづくり、コミュニティづくりと心豊かな人間作り 	
主な活動内容(今後の取り組み)	スポーツ教室	<p><スポーツ教室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール、テニス、クロスミントン、チアリーディング、サッカー、リズムダンス、キッズジュニアビートフィットネス、洗足壮快体操、機能改善体操、大人のバレーストレッチ、忍者サイン ・羽田クロノゲートフォーラム運営受託

	地域活動 (交流)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政イベントや地域文化センター、商店街等のイベントへの参加 ・多摩川アートラインプロジェクト ・ヤマトフォーラムでの地域祭りやバスケットボール開放等地域活動
--	--------------	---

②一般社団法人田園調布グリーンコミュニティ

主な活動区域	調布地区(田園調布・雪谷・久が原・鶉の木など)	
料金	年間 1,500 円の登録料(保険登録費)	
クラブの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも気軽に集え、身近なスポーツや文化活動を通じて、仲間を広げること。 ・人と人とのつながりを大切にしたい、思いやりのあるコミュニティを目指す。 ・子どもからシニアまで、世代を問わず参加できます。 ・地域住民の生きがいや健康づくりの場を提供します。 ・子ども達に夢を与え、健やかな成長を見守ります。 ・地域における子どもや若者の活動・居場所を提供します。 ・地域住民による、自由で自主的な活動を目指します。 	
主な活動内容(今後の取り組み)	スポーツ教室	<p><スポーツ教室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼、小児向けサッカー、バドミントン開放、太極拳・気功、ピラティス、ビーチボール、ノルディックウォーキング、ポールウォーキング、グラウンドゴルフ、シニア健康体操、遠足など <p><文化活動></p> <ul style="list-style-type: none"> 羊毛フェルト講習会、健康歌声サロン
	地域活動 (交流)	<ul style="list-style-type: none"> ・田園調布グリーンフェスタ ・区内小中学校夏休みイベント ・区政イベント ・ソフトボール大会 ・星空映画館会など

③NPO法人大田ウェルネスクラブ

主な活動区域	大森地区(西馬込)	
料金	年会費 3,000 円(支払は4~5月) その他に、プログラム参加ごとに参加費	
クラブの目標	当クラブは、幼児から中高年、障がい者などすべての人々に対して運動の機会提供に関する事業を行い、地域住民の健康増進、生活の質の向上に寄与することを目標として活動しています。	
主な活動内容(今後の取り組み)	スポーツ教室	<p><スポーツ教室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスサークル(毎週月) ・シェイプアップエクササイズ、はじめてのエアロビクス、女性のためのやさし

		いヨガ(毎週火) ・トレッキング教室(東京近郊の山)(毎月第2日曜日)
	地域活動 (交流)	体育の日などの行事において、地域の方々に教室にご参加いただいています。また、町会の皆さまのための特別運動教室等を計画しています。

④NPO法人スマイルかまた

主な活動区域		蒲田地区(糞谷・羽田・六郷・矢口・蒲田西・蒲田東)
料金		不明
クラブの目標		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ環境の充実…誰でも参加しやすい環境づくりを目指します。 ・子どもの体力向上、居場所づくり…地域の居心地の良さを演出します。 ・青少年の健全育成…親でも先生でもない地域の大人が見守り、育てます。 ・高齢者の生きがいづくり…家にこもりがちな高齢者に外出のきっかけを与え、スポーツや文化活動を通じて楽しみや喜びを分かち合います。 ・世代間交流の促進…心のふれあいや相互の理解を深めるだけでなく、それぞれの世代が同じ地域社会でともに暮らしているという共有認識を育むことができ、地域社会の連帯感につながる心を育てます。
主な活動内容(今後の取り組み)	スポーツ教室	<p><スポーツ教室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カキラ(姿勢美容エクササイズ)、卓球、エアロビクス、キンボールスポーツ、パドルテニス、殺陣(たて)エクササイズ、ママとベビーのダンスクラス、ボールウォーキング
	地域活動(交流)	<ul style="list-style-type: none"> ・区の行事への参加 ・夏休みのわくわくスクールやサマースクールへの協力 ・地元商店街とのコラボイベント、各青少年対行事への参加など ・家族で楽しめるお茶会も開催しています

⑤NPO法人ベアーズ

主な活動区域		下丸子・嶺町・千鳥・久が原・六郷
料金		不明
クラブの目標		<p>活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康で文化的な地域活動の構築に寄与する。 ・幅広い世代の方に、様々なスポーツを楽しんでもらう環境づくり ・2020年の東京五輪に向けてこれからの数年は、地域のスポーツ環境の整備に取り組む。 ・女子サッカーの普及を積極的に行い、女子サッカー界の環境づくりに努める。
主な活動内容(今後の取り組み)	スポーツ教室	<p><サッカー></p> <p>(1)スクール事業</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・下丸子、鶯の木地区(月・土 週2回) ・六郷土手地区(水 週1回) <p>(2)クラブ運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子ジュニアユース 活動頻度：週3～4回 ・女子ジュニアユース 活動頻度：週3～4回 <p><チアダンス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下丸子、鶯の木・久が原地区(火・木・金 週1回) <p><ヨガ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田区民プラザにて月4回(木、土曜日に開催)
	地域活動 (交流)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域へのスポーツ関係の指導者派遣、コーディネートなど ・おおたスポーツ健康フェスタの企画運営 ・嶺町小・東三小各PTA主催サマースクール ・サッカー指導 ・地域の行事・イベントなどへの参加

⑥NPO法人大森コラボレーション総合型地域スポーツクラブ ソシオ大森

主な活動区域	大森地区	
料金	不明	
クラブの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人大森コラボレーションが行っている「豊かな地域づくり」の一環として、スポーツ及び文化活動を行い、地域のニーズに合った活動を持続的に実施する。 ・当法人の掲げる「連携と協働」の考え方を活かし、専門性を持つ事業体と協力のもと、地域住民の健康と体力づくりに寄与する。 ・当法人の障がい児者実行委員会と連携して、年齢、性別、障がいの有無、国籍を問わずユニバーサルな視点をもって、誰でもできるスポーツ、文化活動を行い、地域コミュニティを構築する場となるよう努める。 ・子どもの体力向上をはかる活動を行う。また地域の中での子どもの居場所となるよう努める。 	
主な活動内容(今後の取り組み)	スポーツ 教室	<p><スポーツ教室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バドミントン、卓球、ソフトテニス、ボッチャ、グラウンドゴルフ、65歳以上のバレーボール、健康講座、健康太極拳
	地域活動 (交流)	<ul style="list-style-type: none"> ・こらぼ大森夏まつりへの参加 ・地域小学校、サマースクール ・地域イベントへの参加

⑦一般社団法人大森フットボールクラブ

な活動区域	区内全域
料金	不明
クラブの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区民が誇れるスタジアムを作り、区民の生きがいとなるエンターテインメントとしてのスポーツチームを運営すること。 ・トップアスリートを輩出する育成アカデミーを運営し、同時にスポーツの特性を生かしライフスキルを磨き、様々な個性を尊重して優れた人材を育成すること。 ・スポーツのキッカケ作りと生涯スポーツとして誰もが気軽にスポーツをプレー(楽しむ)することができる仕組みと環境作り。
主な活動内容(今後の取り組み)	スポーツ 教室 <ul style="list-style-type: none"> ・スクール事業 幼児・小学生運動教室・幼児サッカースクール・小学生サッカースクール・大人ボディコンディショニング講座・中学生ヨガ・大人ヨガ・ランニング教室 ・選手育成アカデミー事業 小学生～高校生 ・社会人チーム運営 ・大会や講習会の運営など
	地域活動 (交流) <ul style="list-style-type: none"> ・指導者派遣、コーディネートなど ・おおたスポーツ健康フェスタの企画運営 ・大田区サッカー協会主催大会への参加 ・銭湯とのコラボ企画ランニング教室

⑧レスポ大森クラブ

主な活動区域	大森地区
料金	不明
クラブの目標	・夜間の学校開放を利用し、スポーツを通して地域住民の親睦及び健康増進、体力の向上を推進していく。
主な活動内容(今後の取り組み)	スポーツ 教室 <p><スポーツ教室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バドミントン、ビーチボール(毎週 木) ・バスケットボール(火 隔週) 今後は地域からのニーズを聞き取り展開をしていく予定。
	地域活動 (交流) <ul style="list-style-type: none"> ・地元中央4丁目町会との交流によるスポーツイベント実施 ・町会・青少対の協力によるクラブ運営

備考：大田区ホームページで公開されている、「各クラブの活動内容・連絡先」を基に作成した。料金については、各団体のホームページから分かる範囲で記載した。

5. 他の自治体との育成状況の比較

大田区の近隣、又は人口規模が同等の東京 23 区の他自治体（以下、この節において「周辺自治体」という）における総合型地域スポーツクラブの育成状況を調査した。その結果は、次の通りである。

地域	人口総数(人) (※1)	総合型地域 SC の数 (※2)	1 クラブあたり人口 (人/1 クラブ)
大田区	735, 012	8	91, 877
世田谷区	917, 269	8	114, 659
練馬区	738, 990	7	105, 570
江戸川区	700, 751	不明	-
足立区	691, 528	9(※3)	76, 836
品川区	401, 349	3	133, 783
目黒区	281, 665	1	281, 665

備考：

- (※1) 人口総数は、東京都総務局統計部作成「住民基本台帳上の人口・世帯数（毎月）」による令和元年 11 月 1 日現在の数値である。
- (※2) 各自治体の総合型地域スポーツクラブの数については、自治体ホームページより入手した。
- (※3) 足立区ホームページと公益財団法人東京都スポーツ文化事業団ホームページ（令和元年 11 月 1 日現在）によると、23 区内で最多の数である。

周辺自治体における総合型地域スポーツクラブの育成状況を大田区のそれと比較すると、23 区最多数である足立区に次ぐクラブ数となっている。また、1 クラブあたり人口も周辺自治体に比べて低く、区民が総合型地域スポーツクラブに触れる可能性は高くなっているが、区民に総合型地域スポーツクラブの存在が浸透しているという訳ではない。

→後述（第 4 項「監査の結果及び意見」の 2. 「総合型地域スポーツクラブの認知度について」）

第 3 項 監査手続

次の監査手続を実施した。

- ・ 各総合型地域スポーツクラブの「大田区総合型地域スポーツクラブ・大田区

総合型地域スポーツクラブ設立準備団体登録申請書」(以下、この節において「登録申請書」という)の査閲

- ・ 各総合型地域スポーツクラブの直近の事業計画書、事業報告書及び決算書の査閲
- ・ 平成 28 年度から平成 30 年度の歳出決算資料の査閲
- ・ 総合型地域スポーツクラブに対する支援事業の内容説明資料の査閲
- ・ オーちゃんネットの閲覧

第 4 項 監査の結果及び意見

1. オーちゃんネットの活用について

(1) オーちゃんネットの概要

「オーちゃんネット」とは、大田区区民活動情報サイトの通称であり、大田区が区民活動を推進するために開いたインターネットサイトである。

大田区におけるさまざまな区民活動団体(自治会・町会、NPO 法人、任意団体等)の活動内容やイベントをこのサイトで紹介することを目的としている。大田区では、区民や団体が掲載団体情報の検索等に利用することを予定して開設している。

(管轄部局)

地域力推進課

(利用方法)

オーちゃんネットについて掲載を希望する団体は、地域力推進課区民協働・生涯学習担当に申請することで、登録される。登録すると ID とパスワードが取得できる。

サイトへの情報のアップロードは、登録団体は ID を取得することで、随時行うことができ、地域力推進課での内容確認後、サイトにアップロードされることとなる。

(2) オーちゃんネットにおける総合型地域スポーツクラブの差別化

オーちゃんネットを閲覧したところ、次のような総合型地域スポーツクラブとクラブの名称が紛らわしい団体があった。

「地域総合スポーツクラブ洗足池ルークス」

(意見 No. 90)

「総合型地域スポーツクラブ」は、所定の要件を充たし、登録団体としての一定の義務を果たすことで、区からの支援や社会からの信用を得られている。名称の利用に法的な規制がある訳ではないが、このような「総合型地域スポーツクラブ」と類似する名称を掲げる団体は紛らわしいものと考えられる。

少なくとも、総合型地域スポーツクラブについては、オーちゃんネット上で、総合型地域スポーツクラブであることを積極的にアピールできる等の他団体との差別化が図れる必要があると考えられる。

例えば、オーちゃんネットの検索項目で、「総合型地域スポーツクラブ」を選択できるようにする等が考えられる。

(3) ホームページを有しない総合型地域スポーツクラブへの支援

レスポ大森クラブは、令和元年度登録の新しい団体であるため、令和元年 12 月現在、クラブ独自のホームページを有していない。

(意見 No. 91)

総合型地域スポーツクラブのオーちゃんネット上の記載を充実させることで、独自のホームページと同様に活用していく可能性があると考えられる。

(4) オーちゃんネットの利用の推進

オーちゃんネットの管轄部局は地域力推進課であり、総合型地域スポーツクラブの管轄はスポーツ推進課と管轄が別れている。

(意見 No. 92)

オーちゃんネットの利用を各課横断的に進めていくことで、総合型地域スポーツクラブの支援のみに留まらず、他のスポーツ・文化団体の育成・支援にもつながるものと考えられる。

そもそも区民活動を支援するための情報共有サイトであり、また、総合型地域スポーツクラブの登録要件にもなっていることから、より積極的な利用推進が望まれる。

現在、オーちゃんネットがどれくらいの区民に認知されているかは不明であるが、その利用を促進することは、区のインフラ資産の有効活用につながるから、検討する価値があると考えられる。

2. 総合型地域スポーツクラブの認知度について

「大田区スポーツ推進計画（改定版）」には、「4.2 身近なスポーツ環境について」として、大田区のスポーツ環境に関する下記項目の認知度の調査結果が報告されている。

○総合型地域スポーツクラブ：29.6% ※

○体育協会：35.3%

○スポーツ推進委員：27.4%

○学校開放：81.9%

※「すべて知っている」と「一部知っている」の合計

区民の内、約7割が、総合型地域スポーツクラブを認知していないという状況で、その認知度を高めていく方策として、現状の事業と予算規模がふさわしいのか検討の余地がある。

3. 総合型地域スポーツクラブの登録要件の具備について

「大田区総合型地域スポーツクラブ等支援要領」（以下、この節において「支援要領」という）第2条第1項には、登録要件の一つとして下記のものがある。

(13)大田区区民活動情報サイト（オーちゃんネット）に団体登録していること。

（指摘 No. 54）

オーちゃんネットにおいて、各総合型地域スポーツクラブの登録状況を閲覧したところ、特定非営利活動法人ベアーズの登録がなされていなかった。担当課に確認したところ、以下の回答を得た。

- ・ 特定非営利活動法人ベアーズの登録申請時の支援要領（下記（参考資料））には、オーちゃんネット登録が要件となっていなかった。
- ・ その後、支援要領が改定されたが、ベアーズが掲載手続をとっていなかった。要領改定時には担当課からベアーズを含め、改定後の支援要領を示し、手続を取るように伝えた。

支援要領の登録要件を充足していないので、オーちゃんネットへの登録の対

応をする必要がある。

総合型地域スポーツクラブの登録時の要件確認や、その後の変更の関しても区から確認はほとんどないため、このような遺漏・脱漏が発生するものと考えられる。総合型地域スポーツクラブの登録申請時の確認手続や、登録後の年度ごとの変更管理方法の整備が必要である。

(参考資料)

<p>「大田区総合型地域スポーツクラブ等支援要領」抜粋</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 3 月 26 日 25 教社発第 12918 号部長決定</p> <p>第 2 条 要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定する地域スポーツクラブの登録要件は、次の各号のいずれも満たす団体とする。</p> <p>(1)活動目的が、単にスポーツ活動の場であるだけでなく、地域住民の交流の場としていること。</p> <p>(2)大田区民が会員の半数以上を占め、主体となって運営するものであること。</p> <p>(3)前号の会員が 30 名以上であること。</p> <p>(4)大田区に住所を有する法人であること。</p> <p>(5)政治的活動、宗教的活動又は私的な利益の追求を目的としないものであること。</p> <p>(6)幅広い世代を対象とした複数種目の活動を主に大田区内で行うものであること。</p> <p>(7)次条に規定する団体登録手続きの 1 年以上前から継続した活動実績があること。</p> <p>(8)新規会員の獲得に努め、希望する者が自由に入退会できること。</p> <p>(9)公益財団法人日本体育協会公認資格であるクラブマネージャー、アシスタントマネージャー又はこれに準じる資格を有する者を配置していること。</p>

4. 登録申請書の記載内容等について

登録申請書に次のような指摘事項としての不備が散見された。

- (1) 記載事項の訂正に訂正印がない

(指摘 No. 55)

レスポ大森クラブの登録申請書（第 1 号様式（第 3 条関係））の申請日付が二重線で訂正されているが、訂正印が押印されていない。

記載事項の訂正を行った場合、届出者の印による訂正印の押印が必要である。

(2) 登録申請書の設立年月日の記載について

(指摘 No. 56)

支援要領では登録要件（※1）として「団体登録手続の1年以上前から継続した活動実績があること」とある。

レスポ大森クラブの設立年月日は平成31年4月1日となっているが、登録申請日も平成31年4月1日で同日であるから、これでは、1年以上前からの活動実績はないことになり、登録要件を充たさなくなる。

なお、登録申請日と設立年月日が同日の団体がレスポ大森クラブの他複数（※2）あるが、これでは、1年以上前からの活動実績はないことになり、同様に登録要件を充たさなくなる。

また、登録申請書の設立日付が、総合型地域スポーツクラブとしての設立日付であるとするならば、そもそもこの登録申請書は総合型地域スポーツクラブになるための登録申請なのであるから、そのような日付を書くこと自体が不可能である。

このことから、設立年月日には、団体が設立された日付（任意団体、愛好団体として活動を始めた日か、法人設立日かはここでは問わない）が記載されているべきである。

（※1）登録要件に「支援要領第2条1項7号 次条に規定する団体登録手続の1年以上前から継続した活動実績があること」とある。

（※2）レスポ大森クラブのほかに、大森フットボールクラブ、ソシオ大森がある。

(3) 登録申請時の活動実績の記載について

(指摘 No. 57)

登録要件として、「支援要領第2条1項7号 次条に規定する団体登録手続の1年以上前から継続した活動実績があること」とある。

レスポ大森クラブの登録申請日は、平成31年4月1日であるから、平成30年3月31日以前から団体として活動した実績が分からなければならない。しかしながら、登録申請時に添付された「活動・実施報告書」は平成30年4月5日からの活動内容しか記載されていない。

これでは、登録申請時点で1年以上の活動実績を表しているかは判断できず、登録要件を充足するかの判断もできない。また、レスポ大森クラブ登録申請時の「活動・実施報告書」の記載に活動内容欄の参加者の人数の未記載が多数あり不

備がある。

登録申請書類は、不備なく作成されるべきであるし、担当課もまた、適正に作成されるよう指導すべきである。

5. 登録申請時の内容確認について

現行の「支援要領」には、次のように規定されている。

「大田区総合型地域スポーツクラブ等支援要領」(抜粋)

第2条 要綱第2条第1項第1号に規定する地域スポーツクラブの登録要件は、次の各号のいずれも満たす団体とする。

- (1) 活動目的が、単にスポーツ活動の場であるだけでなく、地域住民の交流の場となり、区のスポーツ推進施策に資する公益的活動であること。
- (2) 大田区民が会員の半数以上を占め、主体となって運営するものであること。
- (3) 前号の会員が30名以上であること。
- (4) 大田区に住所を有する法人等であること。
- (5) 政治的活動、宗教的活動又は私的な利益の追求を目的としないものであること。
- (6) 幅広い世代を対象とした複数種目の活動を主に大田区内で行うものであること。
- (7) 次条に規定する団体登録手続の1年以上前から継続した活動実績があること。
- (8) 新規会員の獲得に努め、希望する者が自由に入退会できること。
- (9) 公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)公認資格であるクラブマネージャー、アシスタントマネージャー又はこれに準じる資格を有する者を配置していること。
- (10) 日体協又は各競技団体等の公認資格を保有した指導者が在籍していること。
- (11) 毎事業年度1回、事業計画書、事業報告書及び決算書を提出すること。
- (12) 社会教育関係団体に登録していること。
- (13) 大田区区民活動情報サイト(オーちゃんネット)に団体登録していること。

2 要綱第2条第1項第2号に規定する設立準備団体については、前項第3号及び第4号の規定を除く、いずれの要件を満たす団体とする。

3 法人格のない団体は、事業及び組織の一層の充実を図るため、法人格の取得に努めなければならない。

(登録手続)

第3条 要綱第2条第1項の登録を受けようとする地域スポーツクラブ等の代表者は、大田区総合型地域スポーツクラブ・大田区総合型地域スポーツ設立準備団体登録申請書

- (別記第1号様式)により区長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、随時受け付けるものとする。
 - 3 区長は、第1項の申請について、必要に応じて次に掲げる書類を添付させることとする。
 - (1) 団体の存在、過去1年間の活動実績、組織等を明らかにする書類
 - (2) 団体の事業目的及び活動計画を明らかにする書類
 - (3) 団体の財政状況を明らかにする書類
 - (4) その他区長が必要と認める書類
 - 4 地域スポーツクラブ等の申請等の窓口は、スポーツ推進課とする。

登録申請時に、当該規定に沿った申請書類が提出されるのであるが、申請書類の記載事項が記載されていれば、問題ないとの当該課の認識であり、記載内容の真偽についての確認は行われていない。以下、その例示を行う。

(1) 有資格者の資格確認

(意見 No. 93)

支援要領には、登録要件として下記がある。

- (9) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）公認資格であるクラブマネージャー、アシスタントマネージャー又はこれに準じる資格を有する者を配置していること。
- (10) 日体協又は各競技団体等の公認資格を保有した指導者が在籍していること。

しかしながら、登録申請時に、スポーツ推進課では、有資格者の存在を証明する書類の確認は行っていない。

担当者に確認したところ、名刺に該当資格が記載されていたことは確認した、というような回答は得たが、保有資格を証明するものの提出や提示を求めているとのことである。このため、本当に資格者が在籍しているかの判断が不明確であることは否めないと考えられる。

(2) 会員数の把握

(意見 No. 94)

支援要領には、登録要件の一つとして次のものがある。

- (2) 大田区民が会員の半数以上を占め、主体となって運営するものであること。

登録申請時には、会員名簿（氏名・性別・年齢・住所）の提出が義務付けられている。しかしながら、その後は確認されておらず、規定に準拠しているかは不明である。

スポーツ推進課から特に確認することもなく、当該団体からの変更申請を待つだけとなっているため、年に一度の事業報告等に変更事項の申請も義務付けるべきであると考えられる。

6. 登録申請書及び事業報告等の様式・記載内容について

総合型地域スポーツクラブの登録申請時には、登録申請書として事業の状況が分かる諸書類を添付することとなっているが、各団体から提出されているこれら書類の記載内容は一定しておらず濃淡にばらつきがある。

また、総合型地域スポーツクラブには、毎事業年度1回の事業計画書、事業報告書及び決算書の提出が義務付けられているが、この各種報告書の様式は、各団体の任意に任せられており、記載事項、様式は統一されていない。

（意見 No. 95）

各報告書の様式の不統一は、内容確認の煩瑣を生じ、ひいては管理の不徹底を招くこととなる。

各団体の事業状況を把握し、支援するというのがスポーツ推進課の役割であるのであるから、その基礎資料となる書類の様式等は整理・統一していくように努めるべきである。また、申請書類の様式も関係規程の改定や必要性に応じてよりよきものに改善していくべきである。

7. 提出を受けた監査資料について

本包括外部監査において、提出を依頼し受領した監査資料の多くはコピーされたものであった。監査人としては、原本、原紙のファイル等で提出を受ければ足りるのであるが、資料が整理されていない等の理由で、依頼資料の該当書類をコピーしてまとめたものが都度提出されており、これらの資料を査閲したが、下記のような資料があった。

NPO 法人ベアーズの登録申請書（平成 26 年 9 月 10 日申請）一式を依頼したところ、この書類に添付されている事業計画書、事業報告書、活動計算書、計算書類の注記、貸借対照表及び財産目録が、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）のものであった。

(指摘 No. 58)

上記の提出書類は、明らかに適正でない書類である。また、登録申請時の書類の存在も不明である。

担当課によると、このような書類の不備が発生したのは、申請書と添付書類の保管を別々に保存していたことに併せ、社会教育課より事務が移管されたため整理ができていなかったためである、という。

今後は、各種書類の保存について、整理及び管理の徹底を図る必要がある。

8. 各総合型地域スポーツクラブのホームページについて

上述したが、各団体のホームページを閲覧し、会費等各種料金の内容を確認したが、多くの団体で不明であった。

(意見 No. 96)

各事業の料金は、利用者にとって、重要な情報であるので、分かりやすく Web サイトには掲示すべきである。

現在は、潜在的需要の発掘、既存利用者への情報提供のツールとして、Web サイト（ホームページ、SNS 等）での情報提供は必須であるのだから、スポーツ推進課では、各団体から報告をまとめるのみならず、総合型地域スポーツクラブが利用者及び潜在的利用者への適切で分かりやすい情報提供を行っていくように必要な支援・指導を行っていくことが必要である。

第8節 スポーツ関連行事

第1項 概要

大田区では広く区民に、スポーツ、レクリエーション活動に親しむ機会を提供し、区民一人ひとりの参加意欲を喚起するため、様々なスポーツ関連行事を行っている。

主なスポーツ関連行事としては、スポーツ健康都市宣言記念事業として行われる OTA ウォーキング、区民スポーツまつり、おおたスポーツ健康フェスタ、その他に寿ハイキング、区民スポーツ大会等がある。

第2項 スポーツ健康都市宣言記念事業

大田区では平成 24 年 6 月 30 日にスポーツを通じて区民が豊かで、健康的な生活を営み、まちが賑わいと活力を増していくことを願い「スポーツ健康都市宣言」を行った。その内容は次のものである。

スポーツ健康都市宣言

スポーツしよう
みんな 心も からだも 元気にしよう

スポーツ楽しもう
みんな 世界の人と 手をつなごう

スポーツで健康になろう
いきいき 輝く笑顔いっぱいのもちにしよう

区民がスポーツを通じて健康で豊かに暮らし、まちが賑わいと活力を増していくことを願い、大田区をスポーツ健康都市とすることを宣言する。

平成 24 年 6 月 30 日 大田区

このスポーツ健康都市宣言を記念して以後、スポーツ健康都市宣言記念事業として、「OTA ウォーキング」、「区民スポーツまつり」、「おおたスポーツ健康フェスタ」の3行事が毎年度行われている。

第3項 OTA ウォーキング

1. 概要

OTA ウォーキングは、日常生活に直結した、もっとも身近な運動である「歩くこと」を奨励し、スポーツへの興味・関心を高め、また健康や体力づくりのきっかけの場として実施されるものである。

2. 過去の予算の推移

OTA ウォーキングの過去の予算執行額と参加者数の推移は次の通りである。

年度	予算執行額	回数	参加者数
平成24年度	1,525,862円	1回	430人
平成25年度	1,045,524円	1回	307人
平成26年度	1,260,062円	2回	611人
平成27年度	1,398,787円	2回	971人
平成28年度	1,524,650円	2回	474人
平成29年度	1,831,120円	2回	747人
平成30年度	1,554,100円	2回	615人

3. 事業実績

過去3年の実績は次の通りである。

平成28年度実績

- ・第7回 OTA ウォーキング ～洗足池－蒲田 まちなかウォーク～
 - ・コース：大森第六中学校から大田区役所
 - ・開催日：平成28年5月29日（日）
 - ・参加者数：381人

- ・OTA ウォーキング特別編 ～海の森×潮風 ver.～
- ・コース：海の森公園内
- ・開催日：平成28年11月27日（日）
- ・参加者数：93人

平成29年度実績

- ・第8回OTAウォーキング ～梅屋敷・洗足池 まちなかウォーク～
- ・コース：大田区総合体育館から洗足池公園
- ・開催日：平成29年5月28日（日）
- ・参加者数：319人

- ・第9回OTAウォーキング ～新スポーツ健康ゾーンを巡る～
- ・コース：大田区役所～大森ふるさとの浜辺公園～大田文化の森
- ・開催日：平成29年11月19日（日）
- ・参加者数：428人

平成30年度実績

- ・第10回OTAウォーキング ～初夏の多摩川沿いを歩く～
- ・コース：田園調布せせらぎ公園～多摩川沿い・ガス橋付近折り返し～
- ・開催日：平成30年5月27日（日）
- ・参加者数：349人

- ・第11回OTAウォーキング ～蒲田から大田文化の森～
- ・コース：御園中学校～池上本門寺・馬込桜並木～大田文化の森
- ・開催日：平成30年11月25日（日）
- ・参加者数：266人

(指摘 No. 59)

上記の参加者数には第10回OTAウォーキングであれば一般のウォーキング参加者291名のほかにスポーツ推進委員が41名おり、また第11回OTAウォーキングであれば一般のウォーキング参加者206名の他にスポーツ推進委員45名、ラジオ体操連盟5名、スポーツ推進課4名、体育協会6名が参加者数としてカウントされている。

一般のウォーキング参加者以外はスタッフと呼べる者であり、参加者としてカウントすることは適当ではないと考えられるため、参加者数は一般の参加者のみをカウントするべきであるとする。

また、若干趣旨は異なるが、経済産業省が平成 26 年 3 月に作成している「展示会産業概論～はじめて展示会に関わる人のための入門書」の「第 1 章 展示会とは」において「来場者」は次のように定義されている。

「来場者」の定義

情報収集、商品の購入、出展者との契約を目的として展示会に参加する人（出展スタッフ、報道関係者、サービス提供者、主催者スタッフを除く。講演者は展示会に出席した場合のみ来場者としてカウントされる。）

上記の「来場者」の定義に沿えば、主催者スタッフは来場者にはカウントされない。また、実用日本語表現辞典によれば「参加者」とは「会合や催しごとなどに参加している者。裏方として参加している人物は含めない場合が多い」とされていることからスタッフと呼べる者については参加者にカウントするべきではないという考え方もあるため、参加者及びスタッフ等を区分して集計・開示することが必要なものとする。

(指摘 No. 60)

第 10 回 OTA ウォーキングにおける参加者は受託事業実績報告書では、上述した指摘 No. 59 で述べたように一般のウォーキング参加者 291 名とスポーツ推進委員 41 名で計 332 名となるが、スポーツ推進課が所属する観光・国際都市部が公表している Compass2019（以下、この節において「Compass2019」という）では 349 名と整合していない。参加者数は整合するよう記載する必要がある。

4. アンケート集計結果

OTA ウォーキング実施後、参加者にアンケートを行っている。第 10 回と第 11 回の OTA ウォーキングのアンケート集計結果の概要は次の通りである。

第 10 回 OTA ウォーキング アンケート集計結果

参加者 291 名 内回収 282 名 回収率 97%

問 1 年齢を教えてください

- ・ 20 歳未満 59 人 21%
- ・ 20 代 0 人 0%
- ・ 30 代 20 人 7%

- ・40代 39人 14%
- ・50代 30人 11%
- ・60代 54人 19%
- ・70歳以上 80人 28%

問2 お住まいの地域を教えてください。

- ・大森地区（馬込・池上等） 46人 16%
- ・蒲田地区（六郷・矢口・下丸子等） 106人 38%
- ・調布地区（田園調布・雪谷等） 105人 37%
- ・荻中・羽田・荻中 20人 7%
- ・区外 5人 2%

問3 OTA ウォーキングを何で知りましたか？

- ・区報 127人 44%
- ・区の施設チラシ 17人 6%
- ・小学校チラシ 69人 24%
- ・ホームページ 16人 6%
- ・知り合いの誘い 32人 11%
- ・SNS 12人 4%
- ・その他 13人 5%

問4 この1年間の運動の頻度はどれくらいですか？

（レクリエーション型のスポーツやエクササイズも含めます）

- ・週3回以上 113人 41%
- ・週1回以上 79人 29%
- ・月に1～3回 34人 12%
- ・数ヶ月に1回 26人 9%
- ・していない 26人 9%

問5 イベントに参加したことで、これまで以上にウォーキングに興味を持ちましたか？

- ・興味を持ったので、今後も継続してウォーキングをしていきたい。 139人 49%
- ・興味を持ったので、またウォーキングのイベントに参加したい。 100人 35%
- ・興味を持ったが、日常的にウォーキングをしたいとは思わない。 7人 2%
- ・すでに日常的にウォーキングを行っている。 31人 11%
- ・特に変わらない。 9人 3%

問6 東京2020大会で大田区にホッケーの競技会場があることを知っていますか？

- ・はい 117人 42%
- ・いいえ 159人 58%

問7 その他ご意見・ご要望があればご記入ください。

感想

- ・楽しかった 36人
- ・ありがとう 18人
- ・また参加したい 16人
- ・スタッフが親切 8人
- ・気持ちがいいコースでした 5人
- ・疲れた 2人
- ・子ども連れにはちょうど良かった 1人

要望

- ・ウォーキングのイベントをもっとやってほしい 10人
- ・折り返しでない方がよい 6人
(いろいろな景色が見たかった)
- ・平和島方面で開催してほしい 2人
- ・7キロ以内のコースを希望 2人

不満

- ・道に迷ったので案内をしっかりとしてほしい 2人
- ・コースがつまらない 1人
- ・歩きにくかった 1人
- ・セレモニーが長い(暑いので) 1人
- ・もう少し長いコースがあってもいいのでは 1人

第11回 OTA ウォーキング アンケート集計結果

参加者 206名 内回収 204名 回収率 99%

問1 年齢を教えてください

- ・20歳未満 12人 5.9%
- ・20代 1人 0.5%

・30代	5人	2.5%
・40代	24人	11.8%
・50代	29人	14.2%
・60代	44人	21.6%
・70歳以上	89人	43.6%

問2 お住まいの地域を教えてください。

・大森地区（馬込・池上等）	66人	32.4%
・蒲田地区（六郷・矢口・下丸子等）	27人	13.2%
・調布地区（田園調布・雪谷等）	83人	40.7%
・萩中・羽田・萩中	26人	12.7%
・区外	2人	1.0%

問3 OTA ウォーキングを何で知りましたか？

・区報	91人	41.9%
・区の施設チラシ	49人	22.6%
・小学校チラシ	6人	2.8%
・ホームページ	12人	5.5%
・知り合いの誘い	48人	22.1%
・SNS	7人	3.2%
・その他	4人	1.8%

問4 この1年間の運動の頻度はどれくらいですか？

（レクリエーション型のスポーツやエクササイズも含めます）

・週1回以上	132人	70.2%
・月に1~3回	26人	13.8%
・数ヶ月に1回	14人	7.4%
・していない	16人	8.5%

問5 イベントに参加したことで、これまで以上にウォーキングに興味を持ちましたか？

・興味を持ったので、今後も継続してウォーキングをしていきたい。	117人	52.9%
・興味を持ったので、またウォーキングのイベントに参加したい。	68人	30.8%
・興味を持ったが、日常的にウォーキングをしたいとは思わない。	0人	0.0%
・すでに日常的にウォーキングを行っている。	29人	13.1%
・特に変わらない。	7人	3.2%

問6 ゴールで開催中の「野菜と花の品評会&収穫祭」には参加されますか？		
・ 昨年も参加した	75人	37.7%
・ 初めて参加する	107人	53.8%
・ 参加しない	17人	8.5%
問7 今後、ご自身でウォーキングする際に、必要なものを教えてください。		
・ わかりやすいマップ	132人	56.7%
・ 道路上のコース表示	62人	26.6%
・ 着替えや荷物を置くロッカー	6人	2.6%
・ 正しいウォーキング方法やコースを教えてくれる教室	31人	13.3%
・ その他	2人	0.9%
問8 東京2020大会で大田区にホッケーの競技会場があることを知っていますか？		
・ はい	132人	65.3%
・ いいえ	70人	34.7%
問9 「新スポーツ健康ゾーン」を知っていますか？		
※「新スポーツ健康ゾーン」とは、大森ふるさとの浜辺公園を中心に、体育施設や公園等が集積した臨海部のエリアの総称です。		
・ はい	96人	47.5%
・ いいえ	106人	52.5%

上記の2回のアンケート集計結果からは、参加者の多くはOTAウォーキングの実施内容に概ね満足していることが伺える。

(意見 No. 97)

アンケート集計結果の問1からOTAウォーキングの参加者は基本的に50代以上が多く、特に第11回では70歳以上が4割を超えている一方で、20代の参加者が極端に低い(第10回はゼロ、第11回は1人)。

OTAウォーキングという運動の性質上は参加者が高齢者中心になるのもやむを得ないものの、アンケート集計結果からは子ども連れにちょうど良かったという感想もあり、また、OTAウォーキングを知るきっかけに小学校のチラシでという意見も比較的多かった(第10回では69名と24%を占めている)ことから、今後さらに小学校でのチラシを増やすこと等により、比較的若い参加者の需要を掘り起こしていくことが必要であると考えられる。

第4項 区民スポーツまつり

1. 概要

区民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、その意欲を高めるために、様々なスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を「体育の日」に提供するイベントである。

子どもから高齢者までが家族ぐるみで参加することにより、世代を超えたふれあいと、健康・体力づくり・生きがいを図るとともに、住民相互の交流を通して地域づくりの契機とすることを目的として行われるイベントである。

平成30年度は平成30年10月8日（月）の体育の日（祝日）に行われ、会場は大田区総合体育館、大森スポーツセンター、大森ふるさとの浜辺公園等の全44会場で行われた。

2. 過年度の予算実績、会場数及び参加者の推移

平成22年度からの予算の実績、会場数及び参加者の推移は次の通りである。なお、平成24年度よりスポーツ健康都市宣言記念事業となっている。

年度	予算実績（円）	会場数又は事業数	延べ参加者数(人)
22	6,846,343	51 会場	13,078
23	7,703,035	58 事業	13,761
24	8,944,537	61 事業	16,012
25	8,295,321	61 事業	14,544
26	7,077,960	60 事業	8,875
27	10,195,519	64 事業	14,074
28	8,326,282	43 会場	14,256
29	8,726,738	47 会場	16,921
30	9,071,144	63 会場	16,135

3. 受託事業実績報告書

スポーツまつりも大田区スポーツ協会の区からの受託事業であることから、事業の実施後、区への報告が「受託事業実績報告書」として行われている。

(指摘 No. 61)

実施会場は平成 30 年度の受託事業実績報告書の担当者所見では全 44 会場となっており、また、添付の参加者数を記載した別紙においても 44 会場であったが、受託事業実績報告書の会場数の報告は「大田区総合体育館、大森スポーツセンターをはじめとした区内のスポーツ施設、小中学校、公園など、全 36 会場」となっており、会場数が整合していない。また、平成 28 年度の受託事業実績報告書においても同様に、担当者所見では全 43 会場、受託事業実績報告書の会場数の報告は全 45 会場となっており、会場数が整合していなかった。

地域会場を含めるか否かで会場数が異なっているとのことであるが、受託事業実績報告書は受託した事業の実績を正確に報告するための書類であることから、すべての数字は整合させる必要があるため、集計方法を明確に規定し、地域会場の集計をどうしているかも明示することが必要なものとする。

(意見 No. 98)

事業実績報告書は A4 版 1 ページであり、その報告内容は「1. 事業名 2. 対象 3. 日時 4. 会場 5. 参加者数 6. 主管団体名 7. 担当者氏名 8. 担当者所見 (成果、反省点、課題)」であり、5. 参加者数については別紙添付で詳細に報告されているものの、担当者所見も数行であり、特に参加団体や参加者からの意見、要望等については簡潔に報告しているに留まっている。

参加団体や参加者からの意見や要望等は今後、区民のニーズに見合った区民スポーツまつりを実施していく上でも参考となるものであり、区は受託者に対し事業実績報告書にこうした意見、要望等については別紙等で詳細に報告することを求めるべきであると考えられる。

4. 当年度の実績

当年度の事業の実績は事業実績報告書によると次の通りである。

実施会場	実施事業	実施団体	参加者内訳				
			参加者 総数	来場者 計	内 大人	内 子ども	従事者
大田区総合体育館	開会セレモニー	実行委員会	621	610	180	430	11
	模擬店	アルス多摩川自治会	318	300	150	150	18
	オリパラ種目にトライ	東京オリンピック・パラリンピック推進担当	-	-	-	-	-
	Let's バドミント	大田区体育協会、ヨネ	224	200	76	124	24

	ン！講演と実技指導	ックス、バドミントン協会					
	ミニテニス・ソフトテニス体験教室	ミニテニス連盟	251	221	93	128	30
		ソフトテニス連盟	207	175	86	89	32
	ホッケー&パラリンピック競技を体験しよう	東京オリンピック・パラリンピック推進担当	238	229	98	131	9
	楽しく踊ろう エアロビクス	エアロビクス連盟	90	82	68	14	8
	テコンドー 体験教室	JTA 大森テコンドー クラブ	55	47	13	34	8
	姿勢ウォーキング	ポスチュアウォーキング グ	30	25	24	1	5
	知ろうあなたの からだの中	健康づくり課	119	101	101	0	18
	和弓でのあて	弓道連盟	477	430	208	222	47
	ボルダリング 体験会	羽田ビーチクラブ	264	259	51	208	5
	ふわふわドーム（総合体育館）		461	456	0	456	5
	総合体育館計		3,355	3,135	1,148	1,987	220
大森スポーツセンター	オープニングショー	スポーツセンター	187	175	85	90	12
	ゲームコーナー	スポーツセンター	507	500	200	300	7
	模擬店	ミハラ北通り	158	150	120	30	8
	空手初心者 体験教室	空手道連盟	61	47	18	29	14
	誰でも自分の身を 護れる護身術	少林寺拳法連盟	81	54	38	16	27
	インディアカ 体験会	インディアカ連盟	37	24	12	12	13
	ボクシング体験 コーナー	ボクシング連盟	80	72	35	37	8
	合気道教室	合道連盟	121	101	38	63	20
	卓球を楽しむ会	卓球連盟	126	121	72	49	5

	スポーツとケガ	柔道整復師会	34	23	22	1	11
	親子でバトン トワーリング！！	バトン協会	141	136	34	102	5
	太極拳をやってみ よう	修功会	87	72	56	16	15
	トレーニンググル ム無料開放	オーエンス(株)	176	170	170	0	6
	各種教室		62	56	56	0	6
	スポーツセンター計		1,858	1,701	956	745	157
大森ふる さとの浜 辺公園	カヌーに乗って みませんか？	大森青べかカヌークラ ブ	169	154	84	70	15
	ビーチバレー体験	バレーボール協会	-	-	-	-	-
	フットサル体験会						
大森東水辺 スポーツ広 場	ビーチスポーツ& サッカー体験会	羽田ビーチクラブ	305	290	130	160	15
大森第五 小学校	筋肉・筋力年齢テ スト、ニュースポ ーツ体験	NPO 法人大田区障がい 者スポーツ指導者研究 会	91	63	51	12	28
平和島公 園プール	楽しい水泳教室	水泳協会	175	161	100	61	14
平和島ス ターボウ ル	親子ふれあい ボウリング大会	ボウリング連盟	68	64	32	32	4
森ヶ崎公 園運動場	ラグビーに Let' s トライ！！	ラグビーフットボール 協会	86	71	25	46	15
大森第三 小学校	バドミントン しませんか？	バドミントン協会	132	123	66	57	9
昭和島二 丁目公園	ミニゲーム・ サッカー教室	サッカー協会	360	340	130	210	20
中央五丁 目公園	プレーパーク (冒険遊び)体験	もっと遊べる五丁目公 園の会	220	190	90	100	30
南馬込文化 センター	親子でテニス体験	ウエルネスコンプレッ クス レテ	100	96	46	50	4
馬込テニス	初心者のための	大田ウエルネスクラブ	14	7	6	1	7

クラブレンタルコート	テニス教室						
大森第三中学校	親子で楽しく体力測定をしよう！！	スポーツ推進委員協議会・青少年委員会・理学療法士会	216	165	132	33	51
大田文化の森	みんなで太極拳に挑戦しよう	太極拳文化の森	65	57	57	0	8
池上文化センター	カンフーと太極拳	武術太極拳連盟	61	53	52	1	8
池上会館	初めてのフォークダンス・レクダンス	フォークダンス協会	95	80	79	1	15
雪谷文化センター	集まれ！体力測定、体組成測定、健康相談	スポーツ推進委員協議会・青少年委員会	162	133	124	9	29
	スポーツとけが	柔道整復師会	184	176	163	13	8
	エクササイズ三昧	田園調布グリーンコミュニティ	103	88	87	1	15
東調布公園野球場	グラウンド・ゴルフ体験教室	大田グラウンドゴルフ協会	413	388	166	222	25
	ボールゲームアトラクション	ソフトボール連盟	310	290	80	210	20
東調布公園温水プール	水泳教室・水遊び	東調布公園水泳場団体利用者の会	157	141	31	110	16
洗足池小学校	スポーツいろいろ体験ツアー	洗足池ウォリアーズ	860	817	380	437	43
消費者生活センター	楽しく踊ろう	民謡連盟	186	163	163	0	23
	腹式呼吸で吹矢内臓から健康に！！	大田区スポーツ吹矢協会	140	117	102	15	23
大田区民プラザ	卓球を楽しむ会	卓球連盟	156	117	66	51	39
	楽しく踊ろう社交ダンス	ダンススポーツ連盟	145	124	124	0	21
	スポーツとけが	柔道整復師会	22	14	12	2	8
東蒲小学校	運動適性テスト	スポーツ少年団本部	364	319	111	208	45

多摩川ガ ス橋下	4人乗りボートを 漕いでみませんか？	多摩川でボートを 楽しむ会	51	29	17	12	22
	こども乗馬体験	馬術連盟	486	466	256	210	20
萩中小学 校	健康づくり・ニュー スポーツにチャレン ジ	スポーツ推進委員協議 会・青少年委員会	241	195	104	91	46
萩中文化 センター	インディアカ 体験会	インディアカ連盟	9	2	1	1	7
萩中公園	アクアスロン大会	トライアスロン連合	233	199	88	111	34
コミュニテ ィセンター 羽田旭	釣り体験教室	NPO 法人案山子会	338	322	131	191	16
	ビームライフル 射撃体験	ライフル射撃協会	150	138	71	67	12
ヤマトフ ォーラム	楽しく遊ぼう バスケットボール	ピボットフット	118	103	48	55	15
大田スタ ジアム	的あてゲームほか	軟式・硬式野球連盟、 ソフトボール連盟	-	-	-	-	-
区民広場 トラック	タイムトライアル	陸上競技会	262	245	81	164	17
サッカー 場2号面	ゲートボール体験 教室	ゲートボール協会	167	142	52	90	25
ひょうた ん池	子ども釣り体験	多摩川ヘラ鮎放流会	255	228	87	141	27
ふわふわドーム（多摩川緑地）			484	479	0	479	5
嶺町小学 校	鶉の木地区連合 運動会	鶉の木地区町会連合会	台風のため中止				
久原小学 校	ふれあい久が原 運動会	久が原自治会連合会					
萩中中学 校	萩中地区連合 運動会	萩中地区自治会連合会					
六郷文化 センター ほか	六郷ウォーク ラリー大会	青少年対策六郷地区 委員会	151	101	59	42	50
雪谷小学 校	雪谷地区9自治会 スポーツまつり	雪谷地区自治会連合 会・青少年対策雪谷地 区委員会	1,050	836	500	336	214

大田区総合 体育館	まもりんピック 蒲田東 ～防災運動会～	蒲田東地区自治会 連合会	791	700	500	200	91
ふれあいは すぬま	かまにしふれあい 運動会	青少年対策蒲田西地区 委員会	221	160	71	89	61
蓮沼中学 校	池上スポーツ まつり	青少年対策池上地区 委員会	347	306	200	106	41
ウエルネ スコンプ レックス	パートナーストレッチ体験		6	5	5	0	1
ビフレク ス 大森	ストレッチマシン他		3	2	2	0	1
合計			15,935	14,295	7,066	7,229	1,640

(指摘 No. 62)

参加者のカウント方法について、3.「OTA ウォーキング」同様の問題がある。

上記の実績報告書の参加者総数は15,935人であるが、うち来場者14,295人、従事者1,640人である。

来場者は「三省堂 大辞林 第三版」では来場者の定義はないが、「来場」については「その会場・場所に来ること」と定義されており、基本的には参加者と来場者はほぼ同じ定義であると考えられる。

そのため従事者については大会のスタッフ等であると考えられることから参加者総数にカウントすることは妥当ではないと考える。

(意見 No. 99)

上記の実績報告書からは、様々なスポーツイベントが区内の各地で行われていることが分かるが、参加者数は各イベントによりかなり異なっており、中には参加者が10人に満たないイベントも存在している。

10人に満たないイベントのうち、2イベント（実施会場がウエルネスコンプレックス レテとビフレクス大森）は過去3年間、いずれも一桁の参加者である。民間施設を開放した午前中のみイベントだとしても、第33回はそれぞれ参加者2名、第34回は8名と1名であり、イベントとして開催する意義が少ないものと考えられる。

こうした毎年参加者が少ないイベントに関しては、利用者へのイベント告知に力を入れる等して、参加者を増やしていくか、当該イベントを止めて別のイベントを企画するか等の対応を取っていくことが必要であると考えられる。

第5項 おおたスポーツ健康フェスタ

1. 概要

当該行事もスポーツ健康都市宣言を記念して、区民にこれを広く周知するため、平成26年度から実施しているものである。スポーツ体験、スポーツ教室や公開演技への参加の機会を提供することで、区民のスポーツ実施率の向上、健康の維持増進を図るとともに、スポーツの楽しさを実感し、スポーツ参加の契機となることを目指している。

2. 過去の予算の推移

おおたスポーツ健康フェスタの過去の予算執行額と参加者数の推移は次の通りである。

年度	予算執行額	回数	参加者数
平成26年度	4,541,400円	1回	2,800人
平成27年度	5,333,976円	1回	3,200人
平成28年度	5,581,903円	1回	3,200人
平成29年度	5,549,489円	1回	3,200人
平成30年度	5,526,060円	1回	3,390人

3. 事業実績

過去3年の実績は事業の受託者である「おおた地域スポーツクラブネットワーク」が区に提出している完了届によれば次の通りである。

平成28年度実績（第3回）

- ・実施日時：平成28年7月2日（土）
午前9時00分～午後4時00分
- ・実施場所：大田区総合体育館
- ・実施内容：(1)おもしろ運動会
(2)トップアスリートとの交流体験
(3)ユニバーサルスポーツ体験会
(4)セレモニー及び公開演技 等
- ・参加者実績：約3,300名

- ・実施結果：別紙1の通り
 - ・経費：別紙2精算書の通り
 - ・その他：運営に当たっての事故等
 - ①小学校低学年男子 擦過傷（転倒、絆創膏対応）
 - ②小学校低学年女子 打撲傷（衝突、アイシング対応）
 - ③小学校低学年女子 打撲傷（前転時負傷、アイシング対応）
 - ④小学校低学年男子 打撲傷（転倒、額にたんこぶ）
- ※いずれも大事なし。

・別紙1

第3回おおたスポーツ健康フェスタ実施結果

1 実施内容

- 8時00分 スタッフ集合
- 9時00分 セレモニー（公開演技）開始
- 10時00分 おもしろ運動会（前半）プログラム開始
 - 地上敷地内子ども向けイベント開始
 - ユニバーサルスポーツ体験会（サブアリーナ）開始
 - 体育室・弓道場プログラム開始
- 12時00分 おもしろ運動会（前半）プログラム終了
 - 岡崎朋美氏トークショー開始（終了：12時30分）
- 12時30分 ブラインドサッカー体験会開始（終了：13時30分）
- 13時30分 トップアスリート交流体験会（終了：14時30分）
- 14時30分 おもしろ運動会（後半）プログラム開始
 - 体育室プログラム終了
- 15時00分 地上敷地内子ども向けイベント終了
 - ユニバーサルスポーツ体験会（サブアリーナ）終了
 - 弓道場プログラム終了
- 16時00分 おもしろ運動会（後半）プログラム終了
 - ～全プログラム終了～

※各プログラムの内容は別添プログラムチラシ参照

2 会場設営・進行管理補助

(株)エーディープロジェクト

3 おもしろ運動会運営補助

(株)よしもとクリエイティブ・エージェンシー

・別紙2 精算書(抜粋)

第3回おたスポーツ健康フェスタ精算書

委託金額 5,581,980円

通番	項目	支出額	支出先等
1	契約書印紙代	10,000	アロマスクエア郵便局
2	レクリエーション保険	112,000	共友サービス(株)
3	消耗品(色紙、マジック)	3,807	ダイソー・ドンキホーテ
4	ペットボトル	14,137	オーケー仲六郷店
5	親子で体操謝金	28,240	健康づくり課
6	ペットボトル	7,620	オーケーサガン店
7	ポールウォーキング謝金	10,216	田園調布グリーンコミュニティー
8	リフト付きバス運行費	130,032	(株)新国際観光
9	スマイルかまた消耗品	31,540	スマイルかまた
10	契約書証紙	200	アロマスクエア郵便局
11	スポーツ健康セミナー謝金	10,216	大田ウェルネスクラブ
12	弁当代	161,000	(株)マコト
13	看護師費用	12,108	大森赤十字病院
14	手話通訳費用	42,864	個人計4名
15	東京実業高校楽器運搬代	30,000	東京実業高校マチングバンド部
16	スポーツ吹矢消耗品	17,800	大森山王翼支部
17	弓道連盟消耗品	3,088	大田区弓道連盟
18	外国人タレント派遣	216,216	(株)サンディス
19	ユニカール消耗品	5,216	都ユニカール協会
20	総合体育館清掃費等	59,047	住友不動産エスフォルタ(株)
21	パンフ・チラシ等印刷・デザイン	540,864	(株)ピースワン
22	運営協力費	2,742,444	(株)ADプロジェクト
23	ダンボールトンネル費	20,000	東京青年会議所
24	映像記録制作費	50,000	ピボットフット
25	スポーツ健康都市宣言横断幕	32,832	(株)デザイン企画
26	タレント出演費及びグッズ代	1,172,016	(株)吉本クリエイティブエージェンシー
27	チアリーディング謝礼	10,000	NPO法人ピボットフット
28	スポ進委員交通費等	8,400	スポーツ推進委員協議会
29	チアダンス謝礼	10,000	NPO法人ベアーズ
-	委託団体運営経費(6団体×150千円)	90,000	おた地域スポーツクラブネットワーク

支出累計額 5,581,903 円
精算額 77 円

平成 29 年度実績（第 4 回）

- ・実施日時：平成 29 年 7 月 1 日（土）
午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分
 - ・実施場所：大田区総合体育館
 - ・実施内容：(1)おもしろ運動会
(2)トップアスリートが教えるスポーツ教室
(3)パラリンピック競技体験会
(4)セレモニー及び公開演技 等
 - ・参加者実績：約 3,100 名
 - ・実施結果：別紙 1 の通り
 - ・経費：精算書の通り
 - ・その他：運営に当たっての事故等
 - ①小学校低学年女子 打撲傷（転倒、アイシング）
 - ②小学校低学年女子 擦過傷（転倒、消毒・絆創膏）
 - ③小学校低学年女子 同上
 - ④成人女性 捻挫（アイシング希望せず）
- ※いずれも大事なし。

・別紙 1

第 4 回おおたスポーツ健康フェスタ実施結果

1 実施内容

- 8 時 00 分 スタッフ集合
- 9 時 00 分 セレモニー（公開演技）開始
- 10 時 00 分 おもしろ運動会（前半）プログラム開始
地上敷地内子ども向けイベント開始
トップアスリートが教えるスポーツ教室（サブアリーナ）開始
体育室・弓道場プログラム開始
- 12 時 00 分 おもしろ運動会（前半）プログラム終了
千葉真子氏によるトークショー開始（終了：12 時 30 分）
- 12 時 30 分 パラリンピック競技体験会開始（終了：14 時 30 分）
- 14 時 30 分 おもしろ運動会（後半）プログラム開始
トップアスリートが教えるスポーツ教室（サブアリーナ）終了
- 15 時 00 分 弓道場プログラム終了

15時30分 地上敷地内子ども向けイベント終了
16時00分 おもしろ運動会（後半）プログラム終了
体育室プログラム終了
～全プログラム終了～
※各プログラムの内容は別添プログラムチラシ参照

- 2 会場設営・進行管理補助
(株)エーディープロジェクト
- 3 おもしろ運動会運営補助
(株)よしもとクリエイティブ・エージェンシー

精算書の記載は省略

平成30年度実績（第5回）

- ・実施日時：平成30年6月30日（土）
午前9時00分～午後4時00分
- ・実施場所：大田区総合体育館
- ・実施内容：(1) 日常生活で使える体幹トレーニング
(2) ボルダリング、スラックライン等新感覚で楽しむスポーツ体験会
(3) ヨガ、ピラティスなどの健康体験会
(4) パラリンピック競技体験会
(5) セレモニー及び公開演技 等
- ・参加者実績：3,390名
- ・実施結果：別紙1の通り
- ・経費：精算書の通り
- ・その他：運営に当たったの事故等
特になし

・別紙1

第5回おおたスポーツ健康フェスタ実施結果

- 1 実施内容
 - 8時00分 スタッフ集合
 - 9時00分 セレモニー（公開演技）開始

10時00分 日常生活で使える体幹トレーニング（メインアリーナ）開始
地上敷地内子ども向けイベント開始
パラリンピック競技体験会（サブアリーナ）開始
体育室・ホワイエ・弓道場・公園エリアプログラム開始

11時00分 ボルダリング等のスポーツ体験会（メインアリーナ）

12時00分 弓道場体験会終了

12時30分 スポーツ体験会（メインアリーナ）終了
パラリンピック競技体験会（サブアリーナ）終了

13時00分 ラテンの血を掘りおこせ！Let's サンバ（メインアリーナ）開始

14時00分 スラックライン等のスポーツ体験会（メインアリーナ）開始

15時00分 地上敷地内子ども向けイベント終了
ホワイエ・公園エリアプログラム終了

15時30分 サブアリーナプログラム終了

15時40分 大抽選会（メインアリーナ）開始

16時00分 大抽選会終了
体育室プログラム終了
～全プログラム終了～

※各プログラムの内容は別添プログラムチラシ参照

2 会場設営・進行管理補助

(株)エーディープロジェクト

別紙2は記載省略

(指摘 No. 63)

第3回及び第4回おおたスポーツ健康フェスタにおける参加者は歳出歳入決算概要説明書ではそれぞれ3,200名ずつであるが、受託者である「おおた地域スポーツクラブネットワーク」からの実施報告である「完了届」によれば参加実績は、平成28年度は約3,300名、平成29年度は約3,100名と整合していない。

参加者数は整合するよう記載する必要があると考えられる。

(意見 No. 100)

参加者実績は、当該行事は入場無料であり、参加者実数は正確にカウントできないということであったが、第5回では参加者実績は実数と思われる3,390名と報告されている。

実数を正確にカウントできるのであれば区への報告には実数で報告するよう
にするべきであると考えられる。

(意見 No. 101)

参加者実績の報告では、実際の区民の参加者のみなのか、また、スタッフを含
んでいるのかその内容が不明である。

参加者実績の報告にはその内容も含めて記載することが必要であるとする。
また、参加者実績の公表時にもその内訳を示すことが必要であるとする。

(意見 No. 102)

区への報告には特に当該イベント参加者からの参加した感想や今後の要望等
の報告が記載されていない。

参加者の要望等の今後のニーズを汲み取ることは当該行事を行っていくに当
たり重要である。そのため区への報告にはイベント参加者からの意見も添付し
ていくことが必要であるとする。

第6項 寿ハイキング

1. 概要

区内在住の60歳以上の方を対象とした日帰りハイキングである。参加者にレ
クリエーションの機会を提供することで、体力の保持増進と健康に対する意識
の高揚を図るとともに、参加者相互のふれあいと交流の場の役割を果たすこと
を目的として行なわれるイベントである。

2. 過去の予算の推移

寿ハイキングの過去の予算執行額と参加者数の推移は次の通りである。

年度	予算執行額	回数	参加者数	行先
平成22年度	1,745,649円	2回	252人	野辺山高原(宿泊)、箱根・乙女峠
平成23年度	1,704,411円	2回	212人	野辺山高原(宿泊)、大涌谷
平成24年度	1,758,058円	2回	179人	野辺山高原(宿泊)、あきる野市
平成25年度	1,740,284円	2回	192人	野辺山高原(宿泊)、南房総市
平成26年度	2,287,779円	2回	166人	野辺山高原(宿泊)、南房総市(日帰)

				り)
平成 27 年度	736,483 円	1 回	78 人	南房総市
平成 28 年度	1,449,223 円	2 回	145 人	箱根町、横浜つながりの森
平成 29 年度	793,373 円	1 回	93 人	富津市鋸山
平成 30 年度	180,000 円	1 回	62 人	鎌倉市葛原岡

当該イベントは委託事業でないことから予算は他のイベントに比して低くなっている。また、平成 30 年度より従来のバスから公共交通機関を利用することとなったことから、予算が大きく減少している。

3. 当年度の事業概要

令和元年度の当該イベントの実施要項はホームページによれば次の通りである。

<p>箱根登山鉄道で行く！石垣山・一夜城ハイキング</p> <p>60 歳以上の区民の方に人気のあるハイキングに安全に親んでもらうために、説明会（講習）と日帰りハイキング（小田原市周辺）を以下のとおり実施します。</p> <p>説明会（講習会）</p> <p>安全にハイキングを行うための講習や、ハイキング当日の流れについて説明を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和元年 11 月 8 日（金曜日） 午後 6 時 30 分から ・場所 消費者生活センター 大集会室（蒲田 5 丁目 13 番地 26 号-10-1） <p>（ハイキングに参加するには本説明会への参加が必須となります。）</p> <p>ハイキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和元年度 11 月 23 日（祝）午前 7 時集合 午後 2 時頃 JR 早川駅解散（予定） ・集合場所 大田区役所正面入り口前（大田区蒲田 5 丁目 13 番地 14 号） ・実施場所 石垣山・一夜城コース（箱根登山鉄道 入生田駅～JR 早川駅までをハイキングします。小田原城・海・山々の美しい景観が眺められます。） <p>蒲田駅からハイキングスタート地点の入生田駅までは電車での移動となります。</p> <p>（その他詳細については 11 月 8 日の説明会でお知らせします。）</p>

対象

大田区在住の 60 歳以上の方

募集人数

- ・ 70 名
- ・ 応募が募集人数を超えた場合は、抽選になります。

参加費

- ・ 無料（交通費・昼食等については各自でご負担をお願いします。）

申込み方法

- ・ 往復はがきに、参加者全員の氏名、ふりがな、住所、年齢、電話番号、性別、過去の参加回数を明記してください。
- ・ 保険加入のため、すべての項目をお書きください。
- ・ 1 通で 4 名までの申込みができます。（重複のお申込みはお断わりします。）

締め切り

- ・ 令和元年度 10 月 11 日（金曜日）必着

その他

- ・ なお、当選された方の権利の譲渡はできません。

（意見 No. 103）

当該イベントの申込方法は現在のところ、往復葉書による方法のみである。60 歳以上限定のイベントであることから、こうした申込方法をとっていると考えられるが、今後は葉書のみでの申込方法だけではなく、メールによる申込方法も取り入れることを検討していくことが必要であると考えます。

第 7 項 区民スポーツ大会

1. 概要

区内に在住・在勤・在学の者を対象とし、各種スポーツ団体の協力のもとで実施されているスポーツ大会である。当該大会は、区民の日頃の練習成果の発表の場であり、広く区民の間にスポーツ活動への参加意欲を高める目的で実施され

ているほか、選手同士の交流を図り、区民が健康で豊かな生活を実現する一助となるよう実施されるものである。

春・夏季と秋・冬季の2回行われている。

2. 過去の予算の推移

区民スポーツ大会の過去の予算執行額と参加者数の推移は次の通りである。

年度	予算執行額	参加者数
平成 22 年度	15,586,684 円	70,631 人
平成 23 年度	15,249,398 円	73,856 人
平成 24 年度	15,585,000 円	72,936 人
平成 25 年度	15,986,700 円	68,819 人
平成 26 年度	16,063,988 円	70,950 人
平成 27 年度	16,032,712 円	70,715 人
平成 28 年度	16,623,953 円	70,660 人
平成 29 年度	17,280,832 円	66,100 人
平成 30 年度	17,512,897 円	64,586 人

3. 事業実績

過去3年の実績は次の通りである。

平成 28 年度

①春・夏季大会

- ・種目数：39 種目
- ・日時：平成 28 年 3 月 5 日から 9 月 4 日
- ・参加者数：35,993 人

②秋・冬季大会

- ・種目数：41 種目
- ・日時：平成 28 年 8 月 21 日から平成 29 年 3 月 19 日
- ・参加者数：34,667 人

平成 29 年度

①春・夏季大会

- ・種目数：38 種目
- ・日時：平成 29 年 3 月 5 日から 9 月 3 日
- ・参加者数：33,973 人

②秋・冬季大会

- ・種目数：40 種目
- ・日時：平成 29 年 8 月 20 日から平成 30 年 3 月 17 日
- ・参加者数：32,127 人

平成 30 年度

①春・夏季大会

- ・種目数：40 種目
- ・日時：平成 30 年 3 月 4 日から 9 月 9 日
- ・参加者数：32,877 人

②秋・冬季大会

- ・種目数：43 種目
- ・日時：平成 30 年 8 月 19 日から平成 31 年 2 月 24 日
- ・参加者数：31,709 人

(指摘 No. 64)

平成 30 年度秋・冬季大会における参加者数は Compass2019 においては上記の通り 31,709 人と記載されているものの、受託事業実績報告書では 31,790 人と報告されており、整合していない。参加者数は整合するよう記載する必要がある。

4. 受託事業実績報告書

当該事業は大田区スポーツ協会への受託事業のため、大田区スポーツ協会から区への報告が受託事業実績報告書としてなされている。

受託事業実績報告書は春・夏季大会と秋・冬季大会ごとに作成されており、平成 30 年度の秋・冬季大会における報告の内容は次の通りであった。

記	
1	事業名 区民スポーツ大会（秋・冬季） *アーチェリーなど 43 種目 別紙 3
2	対象 区内在住・在勤・在学の方及び各大会規定に定めた対象者

3	日 時	平成 30 年 8 月 19 日から平成 31 年 2 月 24 日
4	会 場	大森スポーツセンター、多摩川緑地野球場ほか
5	参加者数	延 31,790 名 (内訳：(1)中学生以下 延 4,303 名 (2)15 歳以上 延 25,032 名 (3)役員 (運営スタッフ) 延 2,455 名)
6	主管団体	大田区アーチェリー協会など体育協会加盟 45 団体
7	担当者氏名	中村 浩次
6	担当者所見 (成果、反省点、課題等)	<p>(1) 大森スポーツセンター、大田区総合体育館でのブラジルチーム事前キャンプにより施設の利用制限はあったが、主管団体の協力により滞りなく実施できた。</p> <p>(2) 44 種目の合計延参加者数は 31,790 名と前年の 32,321 名に比し 531 名の減となった。</p> <p>(3) 洗足区民センターで開催のアマチュアレスリング大会において、雨漏りによりマットが非衛生的であり交換の要望があった。後日、施設側にて新規購入にて対応する旨の連絡があった。</p> <p>(4) 硬式少年野球場の優先確保が都市基盤整備部との調整の上整った。</p> <p>(5) 大会中の事故・ケガの報告</p> <p>① 軟式野球大会で飛球捕球着地時での、足首、膝の靭帯損傷など 7 件</p>

平成 30 年度の秋・冬季区民スポーツ大会の実績表によると、競技種目、大会参加者は次の通りである。

No	種目	日数	大会・事業参加者数							役員	合計
			中学生以下			高校生以上					
			小学生以下	中学生	小計	15～39 歳	40～59 歳	60 歳以上	小計		
1	アーチェリー	1	0	0	0	2	5	6	13	5	18
2	合気道演武	1	93	115	208	27	12	6	45	30	283
3	アマチュアボクシング	1	0	0	0	69	0	0	69	29	98
4	アマチュアレスリング	1	0	0	0	41	14	0	55	20	75

5	居合斬道	1	0	0	0	0	7	10	17	4	21
6	インディアカ	1	0	0	0	60	58	40	158	16	174
7	エアロビクス	1	1	0	1	0	3	36	39	8	48
8	オリエンテーリング	1	6	1	7	0	3	32	35	15	57
9	空手道	1	297	29	326	31	46	0	77	95	498
10	弓道	1	0	0	0	38	40	35	113	24	137
11	クレール射撃	1	0	0	0	4	13	6	23	6	29
12	ゲートボール	1	0	0	0	0	0	94	94	13	107
13	剣道	1	282	102	384	174	45	2	221	104	709
14	ゴルフ	1	0	0	0	1	8	57	66	16	82
15	サッカー	9	0	0	0	993	1,219	75	2,287	213	2,500
16	自転車走行会	1	0	0	0	0	3	33	36	17	53
17	柔道	1	78	27	105	59	0	0	59	40	204
18	少林寺拳法演武	1	22	10	32	14	35	1	50	35	117
19	水泳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	スキー競技	1	0	0	0	6	24	9	39	8	47
21	相撲	1	21	0	21	8	14	0	22	12	55
22	ソフトテニス	1	1	1	2	10	19	41	70	22	94
23	ソフトテニス	5	73	284	357	58	24	26	108	29	494
24	ソフトボール	6	0	0	0	227	570	361	1,158	67	1,225
25	卓球	2	3	435	438	191	195	208	594	39	1,071
26	玉入れ競技	1	2	0	2	7	6	43	56	32	90
27	ダンススポーツ	1	0	0	0	0	92	92	184	34	218
28	釣魚（カワハギ）	1	0	0	0	1	5	21	27	6	33
29	テニス（ダブルス）	9	0	0	0	152	316	66	534	99	633
30	なぎなた	1	11	4	15	7	5	11	23	23	61
31	軟式野球	21	0	0	0	9,846	5,190	65	15,101	955	16,056
32	区民ハイキング	1	2	0	2	1	2	57	60	16	78
33	馬術	1	3	3	6	9	11	7	27	5	38
34	バスケットボール	19	0	963	963	912	719	90	1,721	112	2,796
35	バドミントン	3	0	204	204	370	49	6	425	44	673
36	バトントワリン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	グ										
37	バレーボール	5	0	750	750	230	80	0	310	9	1,069
38	ハンドボール	2	0	0	0	195	25	0	220	26	246
39	武術太極拳	1	7	0	7	34	99	187	320	58	385
40	ボウリング	1	0	0	0	7	23	33	63	4	67
41	ミニテニス(ダブルス)	1	0	0	0	1	22	83	106	10	116
42	民謡	1	0	0	0	0	10	240	250	60	310
43	ライフル射撃	2	0	0	0	0	0	11	11	4	15
44	陸上競技	1	52	421	473	93	0	0	93	81	647
45	レクフオークダンス	1	0	0	0	0	2	51	53	10	63
		115	954	3,349	4,303	13,878	9,013	2,141	25,032	2,455	31,790

競技種目のうち水泳は秋・冬季大会では行われず、春・夏季大会のみである。また、スキー競技は秋・冬季大会のみであり、春・夏季大会では行われていない。

(指摘 No. 65)

参加者のカウント方法について、3.「OTA ウォーキング」同様の問題がある。

上記の実績報告書の参加者総数は31,790人であるが、うち大会・事業参加者数は29,335人、役員が2,455人である。

役員は受託事業実績報告書では運営スタッフとなっており、参加者総数にカウントすることは妥当ではないと考えられる。

この点、大田区スポーツ協会が公表している事業報告書では区民スポーツ大会の参加者数には運営スタッフは含まれていない。公表数値を整合させるためにも運営スタッフと参加者数を区分して集計・開示する必要があるものと考えられる。

(意見 No. 104)

軟式野球は参加者15,101人と全競技参加者29,335人のうち約51%を占めている反面、50人未満の参加者の競技も12競技と40競技のうちの3割を占めており、競技種目により参加者数の数にかなり偏りがみられる。参加者の実績表を平成30年度秋・冬季大会に限らず過去3年分の実績表を確認しても基本的に同様の傾向がみられる。

参加者が少ないことをもって当該競技を直ちに対象から外すことは妥当ではないものの、今後、当該競技を対象競技とし続けていくかどうかは継続して検討

していく必要があると考えられる。

また、行われていない競技であっても今後、区民の参加希望がありそうな競技、例えばフットサル、ラグビー等の競技についても今後スポーツ大会の競技種目として検討していく必要があると考えられる。

(意見 No. 105)

提出される受託事業実績報告書は上記の通りであり、実施した種目や参加者数は記載されているものの、どの競技がいつどこでどのように実施されたかは不明である。

提出された実績表だけでは実施会場も実施日時も天候等も不明であることから、参加者数が例年より増減していた場合にはその理由が付記されなければ知ることができない。この点、事業報告書では、各種目の実施日時、実施会場が記載されている。第2節「大田区スポーツ協会」の第7項「受託事業」 1. (6) 「第71回区民スポーツ大会の開催」の実施状況は事業報告書に記載されているものである。また、広報誌「ひろば」にも実施予定日時、実施会場が掲載されている。そのため、こうしたスポーツ大会の詳細な資料も実績表に加えて区に提出すべきである。

また、担当者の所見についても例えば大会中の事故やケガの報告は代表事例があるのみで後は件数のみの記載である。これではどの競技でどのような事故・ケガが発生しており、その予防策を区側が手立てすることはできないものと考えられる。

事故・ケガの第一義的責任は当該事業の受託者である大田区体育協会にあるとしても、委託している以上は区が責任を問われるケースもでないとはいえない。

そのため事故やケガについては詳細な報告を求めるようにし、併せて提出される受託事業実績報告書について競技の実績表についても詳細な報告を求めるようにしていくことが必要であると考えられる。